

第十二回 参議院法務委員会会社更生法案等に関する小委員会会議録第一号

昭和二十六年十月二十九日(月曜日)午前十時三十三分開会

昭和二十六年十月十一日法務委員長において小委員を左の通り指名した。

伊藤 修君
齋 武雄君
岡部 常君
鬼丸 義齊君
一松 定吉君
須藤 五郎君
伊藤 修君

委員長 伊藤 修君

出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
委員 岡部 常君
鬼丸 義齊君
須藤 五郎君

政府委員

法制意見参事官 位野木益雄君
事務局側 長谷川 宏君
西村 高見君

参考人

弁護士 弁護士 毛受 信雄君
早稲田大学教授 大浜 信泉君
朝日信託銀行 池田 謙蔵君
株式会社社長 野村 幸一郎君
野村証券株式 三戸 岡道夫君
会社株式課長 三戸 岡道夫君

関東電気工事 山本 淳一君
株式会社取締役 役務部長
東京地方裁判所 小川 善吉君
民事第八部判事 三菱商事株 稻脇 修一郎君
式会社顧問

本日の会議に付した事件
○会社更生法案(内閣送付)(第十一回 国会継続)

○委員長(伊藤修君) それでは会社更生法案等に関する小委員会をこれより開くことにいたします。

本日は本法案に対して各委員の代表者のかたの御意見を伺うために、関東電気工事株式会社取締役、総務部長山本淳一君、日本労働組合総評議会事務局長高野實君、三菱商事株式会社顧問稲脇修一郎君、日魯漁業株式会社株式課長三戸岡道夫君、野村証券株式会社調査部長竹村幸一郎君、朝日信託銀行株式会社社長池田謙蔵君、東京地方裁判所民事第八部判事小川善吉君、早稲田大学教授大浜信泉君、弁護士毛受信雄君、以上のかたの御意見をこれから伺うことにいたします。

本日御多忙中御出席を願ひまして会社更生法案に対して各委員の御意見の御立場から忌憚なき御意見をお伺いしたいと思ふ次第であります。

御承知の通り本法は第十一国会に提案されまして、爾來本院におきましては継続審査いたして、本国会においてこれを審議いたしてゐる次第であります。

るが、本法は先に商法の施行に伴いその一環とも申すべく、ここに会社更生法をアメリカのシステムに倣つて立案されたものであります。この法案の持つところの意義というものは、日本の経済界に及ぼすところの影響はかなり重大なものと考えられるのですが、本法案は非常に歴大でありますし、いろいろ各界において實際上の御意見もあり得ることと存じますから、我々といひましては、皆様の御意見を十分お伺いいたしまして、本法の審議の参考の資料に供したいと、かように存じまして皆様の御出席を煩わしたような次第であります。どうかその意味におきまして各参考人のかたの御十分な御意見をお述べ願ひたいと存じます。先ず毛受信雄君から御意見を一つ御開陳願ひたいと思ひます。

○参事人(毛受信雄君) これは質問書といふものではないのですが、御通知の中に更生法の問題点として抜萃した項目が十五項目あるのですが、これについて一々意見を申し上げるのですか。

○委員長(伊藤修君) いや、それは我々としては大体本法が歴大でありますから、問題になり得るような箇所を参考に指摘したにとどまつて、その中の一つ二つをお述べ願ひましたも、その余のことをお述べ願ひましたも御自由であります。ただ我々の参考としてお手許に差上げた次第であります。

○参事人(毛受信雄君) 日本弁護士会では一応この法案についても検討いたされまして、一応の意見ができておる

ようであります。私はその調査のほうに關係をいたしておりませんでしたが、連合会の意見としてでなしに、お招きを受けました弁護士としての私の意見を申し上げるつもりでございますから、さう御了承願ひたいと思ひます。

この法案を通過いたしました一番感ぜますことは、非常に手続が詳細に定められておる。そして裁判所の職権が非常に強力に規定されておる。手続が詳細に定められるというところは、この種の法案について公正にして公平な妥協な結論を見出すという点において止むを得ないと思ひますが、併しながらか相当細かい点まで規定されておまして、この手続を法律の規定に従つてやつて行くといふことを考えますと、相当な時間がかかる、これは会社更生のようになまだ破産になつてしまつたのではない、整理の段階に來たのでなくて、將來更生の見込のある会社が一時的に閉まつておるといふのを更正させるための法案として考えて見ますと、實際の必要に果して応ずるかどうか、期間的に考えましても、調査委員の調査、それから債権の調査、それから計画案の作成、その認可決定、そんな手続、最小限度必要な期間を考えたとしても、少くとも半年はかかる、ときには一年、二年を要するかも知れないと思ひます。かようなことで果して必要とする会社更生といふものができるといふか、實際の事情に合うことができるかどうか、さういふ

点にいささか疑問を持ちますのと、裁判所に非常に強い職権を與えられておりました。申立によらないで職権発動をする機会が非常に多い、それから必ずしも申立に拘束されなくて独自の見解で処理する場合も重要なことになつてゐるようでありまして、かような強力な職権を裁判所に持たせることが果して實際に即するものであるかどうかといふことについて一応疑問を持つたのであります。こんな關係者の複雑な事情を公平に判断して行くという能力に、裁判所の能力を疑ひませんけれども、会社更生といふような實際の社会活動、産業活動に相当密接な關係があり、産業経済の方面に相当な知識、將來の経済界の動向といふようなものについて、やはり相當な考えのある人でなければ処理できないような事項まで、裁判所の判断に任せるといふやうなことになるのではないか、これは、現在の裁判官の能力を考慮して相當無理な点があるのではないか、かういふやうに考えられるのであります。併しさればとてそれを誰に判断させるかといふ最後の問題になります。やはり適當な者が考え及ばないものでありますから、これは裁判官に判断をさせるといふことの建前は反對するわけには行かぬと思ひますが、可及的に職権発動を制限するといふことが必要ではないかと思ひます。それから、会社更生のための一番重要なことは、この事業を経営しつつ更生を図つて行くといふ建前から考えますと、この経

営の中心におる人を得るということだと思ふのでありますが、人を得さえすれば手続にいろ／＼な詳細なことが規定されなくても、その人を信頼して若し債権者にしても、株主にしても、或いはその他の関係者にしても、その人に対する信頼というものがあれば、相当話し合ひでうまく解決して行くのに、人を得なかつたら如何に公正妥当な手続でやろうとしても、結局更生というものができ上らないという傾きのあることは申上げるまでもないと思ふのでありますが、管財人の選任というやうな問題についても、法案としては相当な問題があると思ひます。

それともう一つ、大体概論として申上げるのでありますが、大体我が国の現在の法制の上で、商法中にも会社の整理というものがあつた。それから破産前の手続として和議法というものがあつて、やはり本法案とその目的を一つにして会社を整理して更生させる目的で作られてゐる制度というものがあつた。それと全然離れて会社更生法というものを新しい構想の下で、ここで急遽施行する必要があるかどうか。和議法、会社の整理などを統合した一つの法案を作つて行くことが、法律の制度の上では必要ではないかというやうなことを一般論的には考へておるものでありますが、併しこういう更生法の必要であるということについては、私も異存はないのであります。て、こういう更生法を作るといふそのこと自体に異存はないのであります。若し作るとすれば、さてこの法案の内容についてどういふ点にいけないところがあるか、その点はこれでもいいかということになりますと、御質疑の

中にあります点で二、三申上げたいところがありますから、そのほうに話を移して参りますが、本法案の中で私が最も反対しなければならぬ事項の一つは、物上担保権がこの法案では多数決の原理によつて消滅してしまう。物上担保権が担保権によつて保証されておる債権の回収というところにそういう信頼がなくなり、多数決の原理によつて消滅せしめられる会社更生の建前で物上担保権も犠牲にされることは止むを得ないという考えの下に立つた規定だと思ふのでありますが、これは従来の法制にはないものであります。担保権は担保権があるからこそ、その物上担保権の信頼の上に金融がつけられておつたに、若し将来こういう更生手続の上で担保権というものが失つてしまふのだといふことになれば、担保権者のために非常な損害をこうむるのみに過ぎない。将来事業の経営という上に金融を得る途が断たれるというやうなことができて来るのではないかと。従来担保権というものは破産手続にいたしましても、和議にいたしましても、物上権によりまして強力に保護されておつたその伝統を破るというところは、それは更生のためであるだけの理由では私はできないものではないかと思ふのであります。ただ物上担保権によつて保証される債権の支払時期を猶予するくらいは態度であるならば止むを得ないかと思ひますが、担保権というものが根本からなくなつてしまふ、こういう考え方は特に排除しなければならぬ点ではないかと思ふのであります。尤も物上担保権がなくなるというても、物上担保権者の四分の三以上の同意がなければならぬといふことで相

当制限はされておるのであります。それにしても四分の一の物上担保権者というものが損害を受けることになり、殊に私反対しなければならぬのは、二百七十七條の共益債権は、更生債権、更生担保権に先だつて弁済しなければならぬ、共益債権というものは、更生手続が始つた後に金以外に生じたやう／＼な債務、殆んどすべてを含むやうであります。管財人が事業を営むした、その事業の経営から生じた債務までも共益債権として扱われておりまして、その共益債権の弁済は更生担保権に先だつて弁済されるというところに、裁判所の厳重な監督の下で業務を営んでおるとは言いながら、併し事業の経営を継続することができ、債務の負担を継続することができ、債権に先だつて弁済されるということになれば、更生手続が相当長年に亘つて行われて、事業の経営をしておるのに、新しい債務ができたために古い担保権が全部なくなつてしまふという危険性が生じて来るのではないかと思ふのです。それらの点はやはり担保権を存続するといふことで私はやつて頂かなければならぬと思ふ。更生ができて、そして会社を更生するといふことは無論いいことには違ひありませんけれども、担保権を犠牲にしてまで更生をさせなければならぬかといふことは大きな問題であると思ひます。

それから次の第十二にあるのであります。一、会社の財産を事業が継続するものとして評価して清算したもの、と仮定した場合において債権の弁済又は残余財産の分配を受けることができ、ない、更生債権者又は株主は更生計画から除外することができるとしてゐるがそれでよいのか。「これらを簡単に申上げますけれども、「更生計画から除外する」といふのは、決議権もないし、権利も全然否定されてしまふ、弁済の途がなくされて止むを得ぬといふことになるかと思ふのであります。これは会社の事業なり、財産なり、の關係で債権者の満足を得られないといふことは、これは止むを得ないかも知れませんが、併し更生計画に対して決議権まで否定してしまふ。これが実際に財産が足りないものであるならば、権利關係が何もないのでありますから、止むを得ぬのでありますけれども、一応仮定した評価のその仮定の上に立つてのことではありますから、やはり決議権ぐらゐは認めておくのが正当ではないかと、こう思ひます。これに関連いたしまして百二十九條を見ますと、会社主の議決権は否定されておる。破産の原因たる事実があるときは、会社財産を以て会社の債務を弁済することができない、完済することができない。併し株主としてそれでは残余財産が全部もたらえないかといふと、残余財産が半額に当るものがあれば半額は残余財産の分配に與り得る。そういう場合に株主の議決権を全然取つてしまつておる。それは只今の更生債権者と同様の決議権を、こういう場合に株主に對して認めるべきではないか、こう思ふのであります。

それからもう一つ重要な問題は、御質疑の第十五にあるのであります。計画面案が、更正債権者、或いは株主の各分類された関係人の集會で、或る組合が他の組合の同意を得られなかつた場合に、その組合に属する者の権利を保護する條項を定めて、裁判所が計画認可の決定をすることができ、これは如何にも法案を見ますと、裁判所がみづからその對案をきめて、そして認可するといふことになつておる。その對案について更に関係人集會の決議を要するかどうかといふやうなことが全く不明なのであります。これは立案者の説明を聞かなければわからないのであります。これは法案自体を見ますと、裁判所はみづから變更して計画認可の決定をすることができ、その變更した計画について、何か又関係人集會の同意を要するといふやうな規定がはつきりいたしておる。これでは裁判所の独断で計画を立案するといふ結果になつて、この法案が所期してゐるみんなの協働で更生を圖つて行くといふことから大分外されておるやうに思ふのであります。これは私の思い違ひかも知れませんが、或いは関係人集會の更に決議を要するのかも知れませんが、私の見たところでは、法案にはそういう條項がないように思ひます。これはやはり更に関係人集會の決議を要すべきものといふふうには改めらるべきものではないかと思ふのであります。

が得られなければ何とも手がつけれないということでは、更生計画の立案並びに遂行に非常な障害になるということが予想されますので、いさゝと税を免除するとか、減額するといふようなことは国の財政の上から言つても、無論困難なことでありましようと思ひますが、これは少くとも税を徴収して行く或る一定の期間、或いは一年とか二年とか、あらかじめ許し得る一定の期間内は徴収の猶予ができる、更生計画においてこれは徴収者の同意を得なくても、特別の同意を得なくても関係人集会でそれ／＼の手続に付するわけでありまうから、そういう手続を経れば徴収の猶予ぐらゐは、而もそれは無制限というわけには行きませんが、或る一定の期間を限つて猶予するといふくらゐの規定はあるべきではないかと考へるのではありません。私が気が付きました点は大体以上でございます。

○委員長(伊藤修君) それでは毛受君に対する質問は一括してお願ひすることといたします。次に大浜信泉君の御意見をお聞かせいたします。

○参考人(大浜信泉君) 目下審議の途上にあります会社更生法案について意見を述べようといふことでありますが、すでに十五ほど具体的な問題が御指摘になつておりますので、それらの点について順次簡単に申し上げたいと思ひます。

第一は、この法案に盛りられておるような内容の法律の制定をする必要があるかないかということでありまう。結論を先に申し上げますと、私はその必要性を認めるものであります。およそ会社が資産と債務とのバランスを失し、或いは当面の債務を完済するこ

と、弁済することができないといふような財政資金の行詰り、窮乏に陥つた場合に、まあ立法上考へなければならぬ点が少くとも三点あるのではないかと、こう考へるのであります。第一点は債権者の平等ということ、第二点は現在の資産だけでは全部の債権者の満足は得られまうから、これを成行きに任せまうと、どうしても早い者勝ちになつて、寛大な正直な債権者が損をするといふ不正が起りますので、そういうことのないように、適当な措置を講ずるといふ点であります。まあ破産法、和議法は大体この点を狙つた法律だと理解いたしますが、第二点は、この会社の財産を評価し、買却するに當つても、これを解体してばら／＼にして処分するのと、この企業の目的に沿つて有機的に組織された全体として処分するのでは、まあ格段の相違があるわけでありまうが、どうしても会社財産を処分して弁済に充たしなればならぬといふ羽目に陥つた場合でも、できる限りこの企業の継続できる態勢のままで処分する、いわゆるボーイング、コンサートン、ウァリニーといふものを確保し、その担保価値を實現するといふことが必要のうちに考へられるのであります。

第三は企業維持の要請でありますけれども、企業はそれに対する投資家並びに債権者の利益追求の場であるばかりでなしに、多くの人に職場を與え、生活の資源を供給しておるという点、更に財政的に有用な機能を果しておるという観点から見て、やはりでき上つた企業といふものは或るべく潰さぬようになつていふ社会的な要求があるのではないかと、こう考へられるのであ

りまして、そこで今申上げましたこの第二、第三の点を考慮しまして、すてにまあ和議法、株式会社につきましては会社の整理という点が法案化されておるのであります。併し和議法にしろ、この会社の整理といふものにはやはり一定の限界、枠がありまして、本當に行詰つた会社を大きな手術をして建て直しをするという点には、ちよつと不便があるやうでありまして、この会社更生法はそういう場合に思ひ切つた手術をして、建て直しができるといふ途を開くといふ意味において、非常にいいところを狙つておる法律だと考へるのであります。これは恐らく英米のリオガニゼーションの制度を模倣したものであり、殊に具体的なのはアメリカの一九三三年の連邦破産法の第十章、第十一章の規定を参考にとつて立案されたものではないかと、こう思ひますので、非常に適切な立法であらうと考へるのであります。第二点は更生手続開始事由であります。本法案によりまうと、二つあるわけでありまして、この事業の継続に著しい支障を来たすことなしに、当面しておる債務弁済は不可能であるといふ場合と、破産の原因たる事実が生ずる虞れがあるときと、この二つの場合を挙げておるのであります。なかなかよく更生手続におきましては、会社が窮乏に陥つた原因、即ち失敗の原因といふものを調査し、それが更生の余地、並びに価値があるかないかといふことをまあ診断した上で、そうして厚生の策を講ずるといふのがその狙ひであります。そこでその前提として、どういふ場合に財政的な行詰りといふものがあるのか、それを診断する一つの目安と

いふものが必要になるのであります。が、その目安といたしましては理論上二つあるといふふうに論ぜられておるやうであります。第一は、今当面しておる債務の支払に窮した場合は、第二は、計算上資産と負債とがバランスを失しておる、いわゆる債務超過に陥つたこの二つの場合であらうと思ひます。この二つの場合は大体更生手続開始の事由として、この二つの点を狙つておるやうに理解できるのであります。が、それをもつと的確にするために、「事業の継続に著しい支障をきたすこととなく弁済期にある債務を弁済することとができないとき」及び「破産の原因たる事実の生ずる虞があるとき」といふふうに規定してあるわけ、大体その狙ひとしては正確であります。或いは他に表現の工夫があるかと思ひます。大体においては実質的にいへばこれでいいのではないかと思ひます。それから第三は、この更生手続は本法案によりまうと、株式会社だけを対象としておるけれども、他の会社にもこれを適用する必要はないであらうかといふことが提示されておるのであります。が、結論としてしまして原案通りでいいといふふうに考へるのであります。が、先ほど申上げましたようにまあ更生手続が失敗した会社について失敗の原因を探究し、その更生の途を講ずる必要なり余地があるかといふことを確かめた上で更生の措置を講ずるわけでありまうが、これは相當まあ複雑な手続を経るもので、又そういう手続を経ても更生の途を講じ得る余地があるといふこととなければやはり実益がな

いわけでありまう。その観点から考へますといふと、合名会社、合資会社の

ごとき、いわゆる人的会社は元素は社員が極く少数でありますし、又社債の発行といふことをいたしませんから、債権者といふものも大体において取引上の債権者に限定される、利害関係者といふものも極めて少数であり、且つ固定的になつて絶えず流動するといふことは違ふのであります。なお他面考へなければならぬことは、更生計画をいよ／＼立てるといふことになりまうと、資本の減少だとか、或いは負担しておる債務についてはそれを削減するとか、据置するとか、或いは出資に振り向けをするといふやうな措置を講ずる必要が起ると同時に、更に活潑な企業活動ができるといふ見通しをしなければならぬのであります。が、そのためにはどうしても新しい資金獲得の途といふものを講ずる必要があるわけでありまう。併しそういう観点から見ますといふと、どうも合名会社、合資会社のようなものは利害関係者といふものが極く少数でありますから、更生の案といふものは法律で強制しなくとも、或いは面倒な型のきまつた手続といふものを設けなくとも関係者の話し合ひでできると考へられますし、更にそういう会社について新らしい金融の途を講ずるといふことも、これもなかなか困難なことであるので、どうもそういう会社は更生手続には適当でないといふやうな感じがいたします。株式会社でありますが、御承知のように株主の数が非常に多いし、社債を発行することが多いのでありますから、関係者が非常に多くて、而も株式社債といふものが流動性があるものでありますから非常に流動的である。

であるからそういう錯綜した複雑な権利関係を調整しようとなると、どうしても法律上或る程度の強制手続が必要になりますし、なお建て直しをするには新しい資金獲得の面から見しても、株式会社でありまうと、更生した会社が新しく株式を発行するとか社債を発行するとかいうようなふうで、その途が開けるのと、法規的の經理の取締が株式会社は非常に厳重でありますから、金融機関においても比較的金融的の援助をなし得る法律上の途があるの、更生手続というものが適當なものになると考えるのであります。有限会社はまあ組織の技術は大体において株式会社と換を一にしておるのでありますけれども、これも社員の数というものは五十人に限定されて、小範囲である、而も持ち分の量というものは自由でありますが固定的であるということ、社債の発行というものを法律上禁止されておりますから利害関係者の範囲は非常に小範囲である、だから実質において合資会社、合資会社に近いものでありますから、こういう大掛りな更生手続というふうなものには有限会社についても差当りには必要はないんじゃないかというふうに考えるのであります。

それから第四は、更生手続の申立権者の範囲であります。法案によりますという、大口の債権者とそれから少数株主権者と、この二つが挙げられているので、これでいいであらうかというの提起された問題でありました。ただこれにつきましては、この債権者につきましても百万円以上の債権を有するもの若しくは資本の十分の一に当る債権を有するもの、というふうになつておるのであります。相当この手続が債権者によつて濫用される危険が予想されるのではないかと思いますので、債権者の申立の要件であります。百万円以上というのは、ちよつと債権としては小さ過ぎるのではないかと、これをもちと大きくして、小さな債権者によつてこの手続が濫用されぬようにするのが好ましいのではないかと、この手続の申立がなければ、その会社にとつては結局致命的になるのでありますから、これはよほど嚴重な制限の下に置かないといふと、むやみに申立てるといふことが多いといふ考へであります。なおこのほか社債権者の申立が問題であります。法案によりますと、普通の債権者と同じような扱ひをされておるようでありまして、これもやはり社債権者というものは集團的な性質を帯びておるものだから、やはり申立権者の規定の中に、担保の付かない社債の場合には社債権者集会の代表者が申立て得るといふふうにし、担保付社債につきましても、必ず受託会社があるものでありますから、受託会社が申立がなし得るといふ規定が必要ではないかと考えるのであります。どうかの部分に、百六十二條であります。社債権者の更生手続に関する権利が書いてあつて、受託会社が或る種の行為をなし得るといふ規定があるのでありますけれども、どうもその規定を讀んで見ますと、更生手続を開始した後のことです。申立権が受託会社にあるかないかということが明白でないのではありませんが、これは入れるべきではないか。アメリカの例を引きますと、インデペンデント・トラステイ、社

債権を発行した場合に受託会社が申立をするのが普通でありますので、この点は一考の余地があるのではないかと考えるのであります。それから第五は管財人の資格に關してであります。法案を讀みますと、当該会社と利害関係のない第三者でなければならぬというのを原則にとりまして、但し数人の管財人を置く場合にはそのうちの一人は利害関係者の中から選任することができるといふことになつておられます。その点がそれでいいかどうかという問題が指摘されておるのであります。この当該会社と利害関係を有しない公平の立場にある者でなければならぬといふことが管財人の職務の性質上、これは當然のことであるが、併し他面から考えますと、利害関係がないといふことは公平の保証にはなるけれども、併し他方その会社の実情に通曉しないといふやうな懸念が免れぬといふことになるのであります。そういうことを考慮されたかと思へまして、この法案では管財人を数人置きまして、そのうちの一人は利害関係者から選ぶといふことにして、そのギャップを埋め合せるという建前になつておるやうで、これも恐らくアメリカの連邦破産法によるアディショナル・トラステイの制度を真似たものではないかと考えますので、大体において原案は大いに妙を得たものだと思へるのであります。なお管財人について今一つの問題は、原則として自然人に限られるわけで、ただ法人の場合には信託会社と銀行を管財人にすることができるといふことになつておるのであります。先ず私はそれでいいと思ひますが、ただ法人の場合に銀行又は信託

会社の以外に管財人になり得るものを挙げられることが御質問の要点になつておるのじやないかと思ふのですが、管財人の職務は二面ありまして、一面は更生手続中会社の事業の經營に當り、且つ財産の管理の面に當るといふこと、一面においては更生計画案の立案とその遂行に關する積極的な面、この二面の任務になるわけでありまして、どうもそう考へて見ますと信託会社と銀行ならば、成るほど他の会社の事業の世話を実際にするということができると同時に、更生計画案なるものの大部分というものは会社の經理の建て直しが主眼でないかといふので、これはやはり金融機関でないといふやうな世話はできないし、又貢獻を期待することができないといふことが考へられますので、信託会社、銀行が挙げられたといふことが適當であるけれども、それ以外にやういふものが、そういう機能のある法人が挙げられるかといふと、ちよつと思ひつかないもので、原案通りでいいと考えるのであります。

それから第六は管財人の権限に關連したもので、余りに裁判所の許可を要する範圍というものが広過ぎてこれでは管財人が動きがとれないじやないか、もう少しフリー・ハンドを與えるのが適當じやないかといふ問題であります。これはその前にこの法案を讀みますと、裁判所の許可を要する行為につきまして管財人が置かれた場合と、管財人を置かず当該会社から、具体的に当該会社の取締役がそのまま居坐つて更生手続を担当する場合と一緒にして規定してあるのではありません。そこにはちよつと無理があるのじやないかといふやうな感じがするのであります。会社が更生手続にかからなければならぬという事態を引き起した原因には、これはさまざまあつて、必ずしも会社の現理事者の責任だといふふうには、一概には言へぬと思つてゐるのですけれども、併し何と言つても、これはやはり当面の責任者のわけでありまして、極論すれば、会社の經理に對してその理事者は一応禁治產者にして考へられるべきもので、一応その不適格者だと考へなければならぬ。そういう考へで進みますといふと、それが更生手続の面にもずから居坐つて當るといふ場合には、これは裁判所の監督というものは相當嚴重であることが必要だと考へるのであります。具体的に第五十四條に列挙されたやうな行為については、裁判所の許可が必要だといふことは尤もだと思ふのであります。併し管財人の場合には、根本的に事情が違ふのではないかと、管財人は利害関係のない者の中から、特に適任者として選任された者でありますから、これはもつと活動の自由を認めて、個々に當たらせるほうがむしろ手続を円滑且つ迅速に運ばせるゆゑんではないであらうか、こゝを思ふのです。併し何と言つても更生手続全体が、裁判所の監視と庇護の下に推進する建前でありまして、全く手放しといふわけには行かないので、やはり或る程度の裁判所の許可事項がなければならぬといふふうには考へるのであります。それで、さて五十四條に列挙せられた行為について、どこで境界線を引きかといふことになりまうと、ちよつとここに並べられた行為の間に、甲乙の差をつける

ということとは相当困難であります。で、立法技術的にはこういう考え方も一案じやないかと私は考えるのであります。管財人の場合には、五十四條に列挙してあります行為について、裁判所の許可を要するものというふうにする事ができるということなんで、つまり五十四條の原則の例外を逆に引つくり返すやり方がむしろ正しいのじやないか。五十四條は、会社みずからが当る場合にはそのままでいいけれども、管財人を置く場合にはむしろ自由を原則にして、五十四條に列挙した行為のあるものを指摘して、これこれについては裁判所の許可が要するのだというふうに、その場合々々に即座させることのほうが弾力性があるという事と、管財人の地位ともマツチするのじやないかというふうに考えるのであります。

第七、その次は、更生手続において、管財人を置かなくてもいい場合が認められていることとあります。これは会社の債務が二千万円以下のときには、管財人を置かなくてもいいということになっているのですが、管財人を置かなければ当該会社みずから、具体的に言へば、現在の取締役が居坐つて、更生手続を担当するということになるわけでありまして、果してそういう行き方であるならば、果してそういう行きの方が円滑に運ぶであらうかというものが提起された問題であります。先ほど申し上げましたように、会社が更生手続によつて改組しなければならぬという羽目に陥つたについては、いろいろの原因がありますけれども、やはり理事者というものが何と云つても当面の責任者であるから、その者が更生手続の御に当たるといふこと

は、利害関係人の側から見れば、やはり一種の信頼を失つた者がこれに當るといふことになつて、その面から更生手続が円滑に運ばないという危険が出て来るというふうにも考えられるのであります。そういう考えからすれば、どうしても利害関係のない、公平な第三者、利害関係人が信頼し得る、全面的信頼を受け得る者でなければならぬというふうなことが、理論的には一応成り立つのであります。併し具体的に言へば、やはり一口に更生手続と言いましても、いろいろ事情があることとあります。又事件の難易なり或いは対象というふうなことも入つて来る

ますし、会社の失敗の原因は必ずしも理事者の責任にあるのじやない、理事者の不手際から来たのじやないと言われ得る場合もある、あるわけでありますが、併しそういう場合も考えられますので、簡単に事を運ぶ途も一つあります。もう一つは、管財人を置く場合と置かない場合はどこで分けるのかという、その区別の標準の立て方でありまして、アメリカでは担保債権があるかないかという事でやつておるやうであります。セキユアル、レフトがない場合に、管財人を置かないで、トラステイを置かないで会社みずから切り廻されるというふうな建前をとつておられますが、この法案は会社の負担してある債務の額によつて、二千万円以下の場合には置かなくてもいいといふことになつておるのが一つの独創であらうと思つておられます。なおそういう場合でも裁判所の認定によつて管財人を置いてもいいことになつておりますので、これはやはり原案通りで

いいのじやないかというふうな感じがするのであります。置かないことを原則としておるが、裁判所の認定によつて置いてもいいという途が開けておられますから、これは原案通りでいいと考えられます。

それから第八は、株主、社債権者その他の債権者は、それ／＼集团的に更生手続に参加する建前をとつておるという問題についてであります。株主、社債権者その他の債権者がそれ／＼組に分つて、更生手続の或る段階においては集团的行動が認められておるのであります。或る段階では個別的な行動をしてもいいということになつておるので、これをもう少しグループ／＼で手続の上において行動をするようにしたらいいだらうかというのが問題の趣旨であらうと思つておられますが、集团的に参加するということは、それ／＼の集團において統一的意思を形成して、代表者を通じて統一に行動をするという意味であらうかと、こう思ふのです。ところでそういう集团的行動をなし得る手続の段階と云へば、関係人集会、それから更生計画案の提出及びその承認の決議というふうな段階にならうかと、こう思ふのであります。法案では、計画案の採否の決議についてだけ別に、集团的な取扱をされて、そのほかは個別的な行動が許されておるやうであります。併しそういう建前でありまして、自発的に任意にこの関係者が共同の代理人といふものを設けて、共同の計画案を提出したり或いは集团的に行動する途が開かれておることとありますから、どうしてもやはり原案通りで差支えないというふうな考えであります。

第九は、労働組合なり、組合がない場合には会社の使用人の意見をどの程度手続の上に反映させるかという問題であります。法案におきましては、具体的に更生計画案について労働組合又は組合がない場合には使用人の過半数の代理者の意見を聞かなければならぬとされておるだけで、関係人集会或いは計画案の提出又はその採否の決議等には参加権が認められておらないので、その点が一つの問題だらう。もう少し強力且つ積極的な発言権というものを認めて然るべきじやないかという問題が起つて来ようと思ふのであります。およそ企業は資本と経営と労働と三つの要素から成り立つもので、労働の要素というものが非常に重要なものでありますから、その面から労働の提供者である会社の使用人の立場、利益といふものを十分尊重し、発言権を重んじなければならぬという要求が出て来るわけでありまして、併し他面現在の会社制度が元來が資本の組織であつて、使用人といふものが法人として、会社の組織の構成員ではないわけでありまして、更生計画も、結局は会社の建て直しが目的であつて、そこに問題になることは主として経理面のことを中心になつておるやうなもので、経理面とか事業計画もそうでありまして、そういうふうになつて参りますと、平素会社の経理と経営の上に直接の責任を負わないう使用人が、ほかの資本を投入するものと同様に更生計画に参加するといふことは現在の企業組織の建前から言へば多少筋がずれておるというふうな考えられるので、やはりこの点もこの法案にありまうように、更生計画がで

き上つたときにそれについて意見を徴するといふ程度でよからうと思ふのであります。これは次に出て参ります労働協約との関連を持つ問題で、会社とその使用人と労働組合との関係はやはり力と力との、力を背景にした話し合いによつて、交渉によつてきめるべきもので、どうも法律で右、左にきちんときめるというところは困難な問題のように考えるものであります。

それから第十は、労働協約というものが、更生計画を立てる場合にどの程度に尊重されなければならぬかという問題であります。これは非常に幅の広い且つ非常に抽象的な問題の提起で、ちよつと簡単に答へにくいのであります。併し、やはり二つの関連において一応問題になると思ふ。第一段は、更生手続中既存の労働協約をどうするかという問題が先ず起つて来ます。この点につきましても、法案の中の第何條かに解除ができない除外例を設けてありますから、更生手続中は労働協約は手をつけずにそのまま認めるということになつておるのであります。これはそれでよいと思ふ。それから更生計画がいよいよ効力を生ずる場合に既存の労働協約との関係がどうなるかという点であります。この場合にはやはり二つの形の問題が出て来るのじやないか。労働協約を全面的に実行させるべきものかどうかという問題、実行させないけれども、部分的に更生計画と合致するように変更権を認めるべきかどうかという問題が出て参らうかと思ふのです。まあ抽象論といたしましては、会社が行詰りを生じて株主も債権者も大いに犠牲を払わなければならぬや企業としての存続がで

きないという羽目になつておるのでありますからして、若し更生計画というものが労働協約と矛盾した問題にどうつちを動かすべきかという問題になりまうと、労働協約のために会社の建て直しができないということになつたのでは、やはり主客顛倒になるわけでありますが、その意味においてやはり労働協約の変更を認めてよい。やはり会社の存続と両立する範囲内において労働協約といふものの効力を認められぬといふような議論が一応は成立つておるのですが、併し労働協約といふものは、労働組合といふものが主体になり、バックになつて、或る種の闘争によつて闘い取られたものでありますので、これを裁判所における一遍の決定によつてその効力を失わせる、或いは変更するといふことは実際問題としては紛糾を来たすことになるので、これはやはり法案の中に触れないで、実際の当事者間の話し合いによつて委ねておくほうがよいのではないかといううな気がいたします。大いに尊重すべきものである。今申上げたように或いは全面的に協約の改訂が必要になるかも知れない、或いは部分的に変更を生ずることがあるかも知れない。これはどうも法律の規定に基いて裁判所が簡単に手をつけるべきではないので、実際の関係当事者との話し合いに委ねておくほうが安全だといふような感じを持つております。

感というものを稀薄にし、延いては会社の金融の途を塞いで、事業の経営なり、取引の安全を害するといふことになりはしないかという問題であります。これはまあ理論的には確かにそういふ心配があり得ると思ふのですが、ですけれども、担保権者を担保の目的物にどこまでも結付けて、そうしてそれだけを優先的に保護するといふことを余り強調することになりますと、これはやはり事実上会社の建て直しといふことができないことになるので、大抵更生計画といふものが横にバランスをとるといふ考え方はないで、縦にバランスをとつて利害関係者を保護するといふのが主眼があるわけでありまして、やはり更生手続のよる場合には、物上担保といふものは或る程度無視されて止むを得ないものじやないかという考えであります。もう少し高い次元で見た場合には、担保制度に対する信頼感を稀薄にすることから生ずる不利益と、更生手続によつて会社を更生することから生ずる社会的利益と、これを比較考量、バランスにかけて見て、どちらが大きいだろうかという問題になるだろうかと思ふのですが、私はどうもこれは担保権を犠牲にしても更生を図ることのほうが社会的な見地から望ましいといふふうに考へます。又実際問題として株式会社について、どういふ更生手続を設けて、物上担保権を軽んずるような規定を設けたらば、設けたからといって、果して一般的に株式会社に対する金融といふものが非常に萎縮してしまうかといふことになると、どうも必ずしもそういふことにはならないのではないかと思へますので、会社の更生手続なんか

極めて稀な場合があるので、金融界に及ぼす影響がそれほど大きいものでないといふふうにも考えないものであります。これは併し事態に対する観測でございしますから、いろ／＼の見方は成立つと思ふのです。

第十二、第十三、第十四、十五であります。これらの点につきましては、この法案について別段違つた意見を持ち合せておりませんので、大体原案通りで結構じやないかと、こう考えておるのであります。全体としましてアメリカの破産法の規定、あるいはメキシコの破産法の規定、あるいはメキシコの前にも永い歴史があるので、アメリカで永い間経験した集積があつて、それを今度日本でも真似てやつていふので、法律としましては、先ほど毛受弁護士から御指摘がありましたように、非常に細かなややこしい、余り窮屈過ぎるようなものではない、果して裁判所がその面倒に堪へないかといふような懸念がなきにしもあらずであります。法律そのものとしては大体において適切であると思ひます。大体そのくらいであります。

○委員長(伊藤修君) それじや次に池田議員の御意見をお伺いします。

○参考人(池田議員) それじや私から金融機関の者としての意見を簡単に申述べさせていただきますと思ひます。

金融機関といひましては、只今の会社更生法の問題の第十一の問題でございします。担保権が債権同様に扱われるといふことに對しまして、この法律を成立さすかどうかといふことにつきまして非常な疑問を持つてゐるわけでありまして、この更生法案により

まして、会社を更生さすといふことの必要と、それをやるためにこの担保権を、今のうちに債権同様に扱うことによりまして金融上の梗塞を来たすといふこと、社会的利益の甲乙どちらが大きいのかといふ問題が我々として最も関心を持つ次第でございしますが、どうも我々金融人として考えますといふと、かような従来の担保権といふものが殆んどよそから保たれないので、いふ場合でも、破産法の場合でも、和議法の場合でも、優先してやつて来たといふ考えが根本的に変わることになりまうので、やはりこのために金融の梗塞と申しますか、要するに物上担保の貸付については金融機関が消極的になるといふことは免れないのじやないかと存じます。さうなことにによります害と、事業経営に對します害と、この更生法案によつて破産に類しておる会社を助けるといふことの利害関係の輕重といふことはなか／＼簡単に考えられないので、私といたしましてはやはり担保権は従来も、すべての場合に於いて確保されて來ましたように、今後もやはり担保権は活かして、そうしてこの更生手続に入ります場合にも、破産法の別除権のようなふうに担保権を活かしておいたほうが、産業全体からいつて有利じやないかと、こう考へます。尤も第十三にございします更生担保権者の議決の点で、若し更生担保権者の三とありますのを、これを更生担保権者の全員の同意といふことになりますれば、現在の会社の整理の場合も同様でございまして、その弊害はなかりうかと存じます。その点につきまして、担保権はやはりかような場合にお

いては最優先に扱われるのであるといふことにならなければ、この更生法案の実施といふことに対して御賛成をいたしかねると、かように考へておるのであります。

それからもう一つ問題点の中にはないでございしますが、租税との関係であります。現在の租税の徴収の状況から見まして、国税その他の租税がいつも優先的であるといふことは、たとへ担保権者の権利を制限し、あれをいたしまして、事実上会社の更生といふことが困難な場合が非常に多いのではなかりかと、こう考へますので、若しこの法案を実施されることになりますれば租税の点につきまして、少くとも担保権同程度まで租税の徴収権を制限するといふことにならなければいけないのじやないかと、かように考へる次第であります。この二点が訂正されますならば、会社の更生につきましかような法案がございするといふことも、全体として結構なことと思ひます。やはりこの二点が入れられせん場合には、かような法律を制定いたしますといふことについては反対であります。かような考へを持つております。簡単にございします。

○委員長(伊藤修君) 次に竹村幸一郎君。

○参考人(竹村幸一郎君) 全体を通じてこの法案を御立案になりましたおかつた御苦心のあとが窺われるように思ひます。その点は大いに敬意を表するわけでありまして、私も日常余り法律に親しんでおりませんので、いわば素人でございしますから、素人からいひますといふと、この法案は非常に何と言ひますか、法律技術的な事柄が

錯綜しておるという感じでございます。非常に難解でございます。何とかこれはもう少し平明にお願いできんものかと、これは素人の注文でございますからお聞き流し願つても結構でございますが、そういう印象を持つております。

第一、この法案の狙いでございますが、非常に経済的に行詰つておる会社をそのまま潰さないで何とか活かしに行く、そして債権者なり株主なりの満足ができるようにする、こういうこととでございます。狙いは結構でございますが、併し私どもが知つておる範囲内で考えますと、今までの債権者なり或いは株主なりというものが、自分の目先の利益で会社を潰してしまつたというやうな例は余り知らぬのでございますが、この点は非常によくしたもので、やはり時代にふつて経済観念が建つて来ておるということを感じるのでございます。というのは、例えば今日の経済界の状態を見ますと、戦前前の経済常識ではとても判断ができぬやうなことが随分たくさんあるように思ひます。例えば昔でありますと、資本金の半分とか三分の一とかの損失を來たした会社は、もうあの会社は潰れたのだというふうに判断をしたのであります。今日ではそうではございませんで、仮に資本金の三倍、四倍の赤字を實質的に出してしまつても、誰もその会社に対して破産の申請をしたというやうな例を余り聞いたことがないのでございます。要するに株主なり債権者なりがちゃんと心得ておられまして、そういう法律の世話になるよりもお互いの話し合いでうまくやつて行くこと

いうことを心得ておるということだと思ひます。そういう意味におきまして、こうした会社更生法案といつたやうな法律が、少くとも今日の段階において必要であるかどうかということにつきましては、若干の疑問を感ずる感じがしております。今申上げましたやうに、大きな会社で破産をした、或いは破産を申請されたというやうな例を知らぬのでございますが、若しありとするならば、それは非常に小さな、いわゆる中小企業に多いのではなからうかというふうに思ひます。で、この法案は株式会社に限ることになつておられますが、若しこれをおやりになるならば、株式会社にあつて限定することなくして、中小企業に及ぼす、實際問題として破産の問題があるのは、中小企業に多いという面からいたしまして、株式会社のみならず全企業にお及ぼしになるのが、實際問題としてびつたりするのじやなからうかと、こういうふうに感じております。この更生手続の申立人の資格といたしまして、百万円以上の債権がある者、或いは管財人の選任に當りまして、負債が二千万円以内の場合には管財人は要らないというやうな単位が出ておりますが、そういう単位を生かして考へるならば、これは近代的な大企業中心の単位ではございませんので、むしろ中小企業の単位でございます。

そのうち中小企業の単位でございます。そういう面からいたしまして、やはりこれは株式会社のみならず合名会社にも、すべての企業体に拡張するというほうがいいのじやなからうかというふうに思ひます。第二に、更生手続の申立人でございますが、これは資本金の十分の一以上

の株主とか、百万円以上の債権者とかということになつておりますが、これはもう少し低くして、株主なり債権者なりの集約的な権利をお認めになるのがいいのではなからうか、こういう感じがいたします。と同時に、株主、債権者のみならずその会社の従業員の申立も、これは法律上の議論としてはどうかと思つておりますが、實際問題として従業員の立場を無視するといふことは、爾後の更生に非常に支障があるわけでございますから、従業員の申立の権限も認めるということをお加へ願つたらどうかというふうに思ひます。

それから次に、これは先ほども何度お話があつたのでありますが、裁判所の権限が過激であるという点でございます。どうも経済問題の処理に對しまして、裁判所が余りに直接に介入をするといふことは、必ずしも結果的にはうまく行かない場合が多いのではなからうか、法律を運用するといふ建前であるといふことになりまして、裁判所というところから考へますと、實際問題として考へますと、裁判所よりも現実の経済界との繋がりの方が大きい。然るべき監督官庁をおきめになつたほうがいいのじやなからうか、こういうふうに思つてござい

ども、これ又實際問題として考へまして、その企業を飽くまで活かして行く、こういう建前を中心に考へますならば、やはり旧來の経営者もできるだけ活かして使つたほうがいい、こういうふうに思つてございします。その会社が非常に経済的に行詰つた原因が、経営者の故意の、或いは惡意によるといふやうな場合は勿論例外でございますが、いふやうな場合は勿論例外でございますが、旧來の経営者もできるだけ会社を更生のために利用する、こういう考へ方を管財人の選任なり、或いはその権限についてお取入れ願つたらどうか、こういうふうに思ひます。

それから次に物上担保権の問題でございます。これは理論的には先ほど来お話がありましたやうに、物上担保権が制限されるということは甚だ不都合でございますが、これを技術的にどういふやうに活かして行くかという点に問題があると思つてございします。が、実は私どもは法律上の素人でございしますから、これを法律上、技術的にどういふやうに活かして行つたらいいかといふことにつきましては、いい考へが案はないのであります。この点も一つ然るべく専門家の間でお考へを願つたら結構だと思ひます。甚だ簡単でございますが、以上で私の申上げることが終ります。

午前十一時五十九分休憩
午後一時三十分開會
○委員長(伊藤修君) 是は午前引続きまして委員会を開くことにいたします。
では次に三戸岡道夫君の御意見を伺ひたいと思ひます。
○参考人(三戸岡道夫君) 私はこの更生法案の大体手続のことは前から見まして、これを株式会社事務といひますか、そういう立場から考へて見たいと思ひます。
第一に会社更生法が必要かどうかといふことにつきましては、こういう目的のために法律ができて経済的に窮境に陥つた会社が更生して行くといふことは大変結構なことでありまして、又こういう法案も必要なのと考へるのではありませんけれども、これに似通つた会社の中に整理とか和議法といふやうなものがありますので、おの／＼その特徴があることではありますけれども、一つの余り似通つたもののために法律がたかさんあるといふやうなことは望ましくないのじやないかといふやうに考へるのであります。その辺、ほかの法律を調整するとかして整備したもので行つて頂きたいといふやうな希望を持つものであります。それからこの会社更生手続につきましては、非常に裁判所の干渉が強くなつておりますが、これは厳正中立な裁判所の機関を通じなければ効果も期待できないといふことから出て来ることであると思ひますけれども、その権限が余りに詳細に亘つて強過ぎるのじやないか、却つてその運用が困難になるのじやないかといふやうな考へを持つて

けであります。殊にその手続につきましては、裁判所が果して実際にそれがやることが出来るかどうかどうであるかというふうな疑問を持つわけであり、それからその手続は非常に精密にできておるのでありまして、形式的には整備されておるのでありますけれども、実際問題として、これは、どの手続は要するかどうかどうであるかというところがやはり疑問に思われるのであります。それでその手続が非常に詳細になっておりましたし、複雑になつておりましたので、時間的にも又経費からいいますと非常に嵩んで来るわけではなからうかというふうな考えを以て第一に關係人集会というものを以て第一にいたしますが、この第一回の關係人集会というのを、更生開始決定から一月以内に開かなければいけないというふうなことを存しますが、殊に株主、これらの關係人の中に株主が入つておられますので、株主につきましてはそういう集会を開いてここに意見を徹する、というふうな機関としては甚だ現実には不適当じやないかというふうな考えがあるのであります。それで現在の株主總會につきましても、デイスカッションする機関として、余り効果がなないのであつて、これは御承知のように、株主の非常な冷淡なことから起因しておるのであります。そういう結果になつておりますから、やはりそういうものを含めた第一回の關係人集会とか、それから第二回と言いますか、の關係人集会というふうなものは実際に効果が余り期待できないのではないかと、いうふうに思ふのであります。そのために裁判所としては、關係人に送

達の手続をしなければなりませんし、そういう手続が、殊に株主の場合には非常に数が多くなることが予想されるのでありますけれども、そういう手続ができるかどうかという点が非常に疑問に思ふわけでありまして、それでどういふふうな第一回、第二回の關係人集会というふうなものは、債権者代表とか、更生担保権者代表とか、又株主の代表のようなもので構成して手続を運ぶように修正したほうがよいのではないかと、いうふうな実際の運用から見ますと、いかにいかにやらないかと考えるわけでありまして、それから株式の届出の問題でございまして、株主につきまして届出た株主だけに議決権、決議権というものがあるというふうな構成になつておるのでありますけれども、株主、届出た株主というものは、実際に株主に届出ると言つてもその効果は非常に期待が薄いのじやないかという感じがいたしますし、又その手続をとることが非常に、実際に裁判所にとつては面倒ではないかというふうな考えを以て、株主として、会社の株主名簿をここに言う株主表にお使いになつて、株主に議決権を與えるような方向でおやりになつたらいいかというふうな考えを以て、考えるわけでありまして、それからほかの債権とか、更生担保のほうにつきましては、やはり届出がなければ明確にならないことであると思ひますが、株主のほうの關係は会社の株主名簿ではつきりすることであると思ふので、届出の手続は却つて重複して来るものじやないかというふうに思ふのであります。ただこの場合にそうすると議決権の、決議権のほうの問題で、ここで法

律に議決権を有する者の半数以上の賛成というふうになつておるようなところを修正しないといけないことになると思ふのであります。そういうふうな手続につきまして、非常に実際に運用がむずかしいのじやないかというふうな複雑な手続になつておるのじやないかというふうに考えるわけでありまして、それから請求権者につきましては先ほどもお話がございましたが、この債権者の資格を資本の十分の一と、それから又は百万円以上となつておりますから、百万円以上というところは資本が一千万円に丁度十分の一が百万円でありまして、一千万円以上の資本の会社であります、全部十分の一以下になるわけでありまして、殊に最近では資本が非常に多くなつておりますから二十億、三十億というふうな会社もできておりますから、この百万円というものが非常に低いのじやないか、むしろ比例的にその権利をきめるのになければ、金額でいかにいかに債権の額はきまらないのじやないかというふうなことも考えられます。それから管財人につきまして非常にまあ職掌から言いますと、制限がついておるのであります。管財人の手続が一番この会社更生が成功するかどうかというこの根本になるのだと思ふのでありますし、この制限ではその人を得られないのじやないかと思ふのであります。それではなからうかと思ふのであります。それからまたこれは直接の例にはならないかも知れませんが、再建整備法のほうの場合の特別管理人の場合のようないかなる事情は違ひますが、再建整備のほうの再建整備計画というふうなもの

のが作られておつたようなことを勸案しまして、今度の会社更生法案の管財人に関する資格の問題は少し神経質に過ぎてゐるのじやないかというふうな感じを持つわけでありまして、それから裁判所のほうの仕事の問題でございまして、第一番に開始の決定をした場合の送達を必要とするのでございまして、これは關係人に対して、知れたら關係人に対しては全部送達が行くことになると思ふのであります。この場合に会社には株主名簿がございまして、株主は大体間違ひなく知れておりますし、行かなければならぬことになつておるものであります。ところが株主の多い会社、株式の移動の多い会社でございまして、やはり株式確定のために株主の名簿の閉鎖というふうな手続を履まなければ、實際上そういう事務をやつて行くことができないのではないかと、思ひます。そこでその場合名義書換の問題をどうするかという商法の二百四十二條の二の規定との関連がこの法案ではきめてないと思ふのであります。案では、それで支障が起るのではないかと、思ふわけでありまして、それで先ほどその場合に商法の規定を使つてやりますと、送達するという關係もすぐ一カ月やそこらではできないのであります。第一回の關係人集会をその送達前に開くというふうなことも勿論おかしいのであります。それから、この第四十六條の第一回の關係人集会の期日は一カ月以内でなければならぬというふうなことは実際に実施できないというふうなことが出て来るのではないかと、いうふうに考へるわけでありまして、それから先ほど申し上げましたような届出の關係が

裁判所のほうで株主表を作成するといふようなことがございまして、この事務も相當困難なものではないか、殊に株主のほうに移動がございまして非常に錯綜した關係が出て来るのではないかと、いうふうに考へるわけでありまして、それからこれはちよつとしたことでございまして、この送達につきまして、裁判所の書記官の署名、捺印が要するといふ十四條の四がございまして、この送達を数が多いために非常に簡略なものにしておられるのでありますけれども、その送達に全部書記官の署名捺印が要するといふようなことになりまして、その数が多くなつて来るのではないかと、思ひます。次に關係人集会につきまして、この關係人集会の期日の呼出ということが百六十五條にございまして、これは第一回の關係人集会でなしに、その前に行われる開始の決定の送達で、そこに期日が書いてあるからそのままになるのか、それとも別にちよつと呼出のため何らかの手続が必要なのか、ちよつと私にはわからないのであります。

○委員長(伊藤修君) 四十何條ですか。

○参考人(三戸國達夫君) 四十六條のほうに第一回の關係人集会の期日を明記してあるから、これを送ればそれで送達になるのか、期日の呼出になるのか、それとも期日の呼出というものは、もう一つの手続が要するのかわかりませんが、よくわからないのであります。若し四十六條の送達がそれに該当するとして、先ほど申し上げましたようにこれを裁判所が送ることが非常に面倒なことがありまして、もう一つ別に

期日呼出の何か手続が要るとすれば、それも非常に困難に困難じやないかというふうに思ふわけでありませう。それから関係人集会につきましては先ほど申し上げたように、第一回と第二回の審議する場合のほうは意見を聞くというふうな実際の効果というものは非常に期待薄じやないか、非常に形式的に流れるのではないかというふうに考えるわけでありませう。可決の要件につきましては、現在の株主総会におきましても委任状を勧誘しない限りは殆んど出席は百分の一とかというふうな、もつとそれ以下の株式数、株主数になつておるから、ここで可決の要件が届出た株式の議決権を有する株式の数の過半数の同意ということになりませうと、非常にこれは実際には困難な條件になつて来るのじやないか。株主の場合につきましては殊に同意を得られないということが非常に期待薄になるのじやないかというふうに考えるのであります。それから最後に期間につきましては、これはできるだけ短期間に終了させることが手続のほうから言いますと、短期間に、期間的なものは持つていなければならぬのじやないかというふうに考えるわけでありませう。けれども、先ほども申し上げたように第一回の関係人集会を開くとすれば、何かほかに例えば株主確定というふうなことに付いての法律上の措置が考慮されなければ、ちよつとこれは一月には無理じやないかというふうに考えるわけでありませう。その関係でこの期間はきめなければならぬのでありますけれども、どうも一月ではやはりできない場合が非常に多くなるのじやないかというふうに考えるわけでありませう。

この点はまあ期間を少し延ばさなければならぬのじやないかというふうなことになるわけでありませう。それからそれ／＼につきまして更生債権とか更生担保権者及び株式の届出の期間が決定の日から二週間以上四ヶ月となつてゐるのでありますけれども、これが少し長過ぎるのじやないか。それから又株主につきましては一月の追加期間がございませうけれども、これも現実の株主に成るべく合はしたいというお考えもわかりますけれども、その事務はとも、実際には株主名簿を閉鎖しつ放しというふうにしなればできないのじやないかというふうに考えるわけでありませう。それからそのほかに新株、この更生計画案に基づきまして新株の発行をするような場合に、その払込期日を三ヶ月以上経過した先の人でなければならぬとしておられるようなお考えでございませうが、その点は少し日を長く置き過ぎているのじやないか、これはむしろ一月月ぐらゐにしたほうがいいのじやないかというふうに考えるのであります。逆に新株発行の場合の商法の場合には、その期間が余り先にならぬように考えて、三十日以上は置いておられますけれども、余り先にならぬように考えて、この三ヶ月というのには非常に長過ぎるのじやないかというふうに考えるわけでありませう。それから管財人の職務でございませうけれども、更生開始の決定がございませうして、管財人が業務、財産の管理を全部して、会社はもう殆んど事務を管理する能力を失わせるような建前になつてゐるというふうな思われるのでございませうが、やはりこれは一部むしろ会社の整理の場合のように、会社は当然に会社財産に対する管理とか、資本の能力を失わないというふうにしたほうがいいのじやないかというふうに思われるのであります。それから管財人の職務につきまして、ここに郵便物とか電報を全部管財人が受取つて見るといふふうな百七十六條の規定がございませうが、どうも実際から考えまして、そういうのでは余り管財人のほうの仕事が殖え過ぎるのじやないかというふうに考えて、会社のほうの仕事が全部とまつてしまふのじやないかというふうな、実際に調わないのじやないかというふうな考えられるのであります。

それではちよつと最後に、現在東京証券取引所に上場されておられます六百七十二社の株主数の関係をちよつと調べて見ますと、これはちよつと古い調査でございまして、今年の三月頃になつておりますが、十万以上の株主を有する会社が三社、それから二十万以上が五十四社、一万以上が四十八社、五千以上が七十一社、二千以上が百五十五、千以上が百二、それからあとが千以下になつております。それで大体五〇％以上の会社が二千名以上になつておりますし、二千以上株主を有する会社も百七十六社ございませうので、まあ全額を通じまして、大きな会社には余りその更生のようなことが始まらないうのも思ひますけれども、それを対象にしますと、先ほど申し上げたように、裁判所の事務ということも非常に困難になつて来るのじやないかというふうな考えるわけでありませう。これを以て終ります。

○委員長(伊藤修君) 次に山本淳一君の御意見を伺ひます。

○参考人(山本淳一君) 会社更生法案について私の思ひついたところを申し上げます。

一、任意整理更生の規定を設けること。会社更生法案による更生方法は、すべて裁判所の関與の下に行われることになつておりますが、この法案による手続と相付つて、整理会社又は利害関係人の申出を取上げてその意見を聞き、同時に整理更生の参考となるような示唆を與えて、整理会社と利害関係人との間の関係を調整して、自力更生を側面的に援助するような制度を設けたらどうかと思ひます。その制度の構想としては、労働関係調整法の委員会に準じたものを置き、整理会社又は利害関係人の申出を取上げて、斡旋調停のような方法で関係者の意見を聞いて、その間の利害を調整して、更生方法をまとめ上げてやるようにすることでありませう。この斡旋調停委員は財界の有力者、学識経験者等を以て組織し、委員会は各地の商工會議所内に置くのが至便かと考えます。会社の整理ということも財界に起る一現象でありませうから、財界人がこれを処理する能力を最もよく備えているものと思ひます。この制度は裁判所の関與する更生よりも容易で、効果も遙かに多いものと思ひます。特に小会社の更生に役立つものと考えます。この制度で解決のつかない場合に、会社更生法を適用することとするほうがいいのではないかと思ひます。二、会社を分割できる規定を設けること。更生法案は合併営業、譲渡等の制度を利用してありますが、商法は会社の合併を定めておりますが、これに対応する会社の分割を認めておりません。事業を分離する場合

には、従来現物出資による新会社の設立、営業譲渡等の方法をとつておりますが、この方法によると資本や資産に変動が現われます。合併と相反する意味の一つの会社を、二つ以上の会社に分離することのできる方法を規定したら、整理に便利なのではないかと思ひます。三、更生手続は迅速に運ぶようにすること。危機に瀕した会社は崩れるのも早いものであるから、手続は迅速に運ぶように規定する必要があると思ひます。例えば第百二十五條以下の処理も裁判所が直接やらずに、裁判所書記官の監督の下に、管財人又は会社にやらせるほうがいいと思ひます。特別の設備も事務能力も少い裁判所が煩雑な仕事をやることは、結局において時期を遅らせることになり、処置が手遅れとなる虞れがあります。

四、破産、和議、整理、清算又は特別清算の状態にある会社は、更生法の適用外の会社であるものとする。破産は問題外として和議、整理、清算又は特別清算の状態にある会社を会社更生法の対象とすることは、解決点に達しようとする問題を振出しに戻すようなものであつて、徒らに問題を煩雑にするだけであると思ひます。和議や整理、清算等の状態にない会社でなければ、会社更生法の対象とする価値はないと思ひます。五、会社の收支状況のわかる資料を提出させるように規定すること。法案第三十二條六号を見ても、「資産、負債その他の財産の状況」とあり、又第百七十九條や第百八十三條等を見ても、財産目録、貸借対照表とあつて、損益計算書の作成は規定してありません。併し会社の内容を調査するには資産負債のほか收支の

実況を見なければ完全ではありません。会社の整理の目的は資産、負債と收支の均衡を得させることにあるのでありますから、財産目録や貸借対照表の作成を規定する場合は当然損益計算書の作成をも規定すべきであります。六、法案中の用語の定義は総則の中に置くこと。条文を読んで行けばわかりますが、例えば更生手続、更生債権、更生担保等の用語の定義は、第一章総則の中に置いたほうが法文を讀んで行くのに理解しやすいのではないかと思います。

七、各條項について。第十四條一項に、「社債権者又は株主からこの法律の規定による住所の届出があるときは、その住所とあるが、これは株主名簿又は社債簿上の住所に統一し、手違いや煩雑さを取除くべきであります。なお社債権者の中には、担保附社債信託法上の受託会社、社債総額を引受けた者、社債元利の支払代理人等を含みますべきであります。同條第二項の更生担保権者に対する送達も、登記所の住所とすべきであると思ひます。同條第四項の手続は、裁判所書記官の監督の下に会社にやらせるほうが迅速に運ぶのではないかと思います。第三十條二項の申立をすることができるとの中に、担保附社債の受託会社、社債総額を引受けた者、社債元利の支払代理人等を加えるべきだと思ひます。第三十一條の清算、特別清算、破産宣告後の会社は更生手続開始申立をなし得ることから除外せらるべきであると思ひます。第三十二條第二項二号に、「会社及び営業所の電話番号及び代表者の住所及び電話番号」を記載事項として加えること。同第六号中発行済株

式の総数の次に、「株式の種類及び数」を加え、「その他の財産の状況」を「最近三年間の財産目録、貸借対照表、損益計算書」を加えること。申請書はできるだけ詳細に書き、会社の資産、負債、收支状況のよくわかるように書類を揃えて出さすべきだと思ひます。又第三十五條の監督官庁その他の官庁に対する通知用として、あらかじめ副本をとっておくのが便利かと思ひます。第三十四條一項の但書として「但し事件を受理すべきものと認めたときは会社から納付させて申立人に返却する」を加え、整理に関する費用はすべて会社に出さすべきだと思ひます。同條第二項の「会社以外の者以下を創ること」費用も納められないものは整理の価値がないと思ひます。第六十六條四項中社債の数を「債権の数」に改め、その次に「社債の額面金額」を加えること。

第六十七條の管財人と会社とを區別するのはおかしいと思ひます。第五十三條から見ても、管財人は会社の機関に代るものであると見るのが至当だと思ひます。第六十八條中「会社に属する一切の財産の価額」の次に「及び収支の状況」を加えること。第六十九條中貸借対照表の次に「及び損益計算書」を加えること。第六十三條中「貸借対照表」の次に「及び損益計算書」を加えること。第六十九條に「清算を内容とする計画案」とあるが、これは更生案ではないと思ひます。第二百二十五條は、條文の意味もはつきりしないし、会社の整理の場合に他人の營業を譲受けた対価を債権者や株主に分配するようにはないと思ひます。

ます。第二百二十七條は、どんな意味で書かれたものかはつきりしません。第二百三十條中「あらたに払込又は現物出資をさせないで新株を発行するとせん。その他の條分にも随所にありまが、現在の債権又は株主と引替えに新株を発行する意味ならば、そのように書くことが必要かと思ひます。第二百三十二條三号に「合併によつて消滅する会社の更生債権者、更生担保権者又は株主に対して発行すべき新株の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当てに関する事項」とありますが、更生債権者や更生担保権者に対して株式を割当てすることは合併ではできないと思ひます。合併は消滅会社の株主に對して存続会社の株式を割当てること、即ち株主の關係から見れば消滅会社の株式と存続会社の株式とを交換することでありま。第二号も、同様合併の通念と合致しません。第四号中の「準備金の額は合併による引継の計算を終えた後にきまるものであつて、合併成立前にはわからないものでありま。ここに置いたのは商法の誤りだと思ひます。

第二百三十三條四号「新会社の設立のときに定める新会社の発行する株式の總数についての株主の新株引受権の有無又は制限に関する事項及び特定の第三者に與えることを定めたときは、これに関する事項」は、合併契約の規定としては無効でないかと思ひます。又第五号の更生債権者、更生担保権者に対して株式を割当てても無効でないかと思ひます。第二百三十五條に定め解散は、更生案ではないと思ひます。第二百三十八條の規定は、無駄で

はないかと思ひます。第二百四十九條中「株主の権利の上に存した担保権」とは、どんなものか内容がはつきりわかりません。第二百六十八條五項に「これらの者に対して発行すべき株式のうち引受のない株式について」とあるが、株式の引受がないときは更生計画に細則を來すのではないと思ひます。私の申上げたことはこれだけであります。

○委員長(伊藤修君) それでは東京地方裁判所の小川善吉君の御意見を伺ひたいいたします。

○参考人(小川善吉君) 東京地方裁判所の小川善吉であります。本法案につきまして私から特別に申上げなければならぬようなことも余りないのであります。殊に私どもは御存じのように裁判実務を扱つておるものでありますから、問題が細かいことを扱つておる關係からいたしまして、こういう法案を全体的に與えられましたときには、どこを問題にするかというようなことは、狭い範圍に目が落ち過ぎまして短見に陥る嫌いもないわけではありません。従ひまして、成るべく私としましては実務の上で扱つておる問題から一般的に申上げて責を盡がして頂きたいと、こういうふうに考へておるわけでありま。実務と申しますのは、現行商法の上にありますいわゆる会社整理の事件であります。それとの關係から見まして本法案をどう考へるかというやうなことが、本日私がこへお呼出しを受けた主たる目的であらうかと考へておるわけでありま。いろいろ問題、数日前に頂きました問題点の中にござい。その問題を考へます場合にあらるのであります

が、全体的にはこの法律案は非常によくまとまつておりますこと、殊に現在の会社整理が何と申しますか、裁判所の監督の下に裁判所がタッチして行われま。その中でありますけれども、非常に自由な当事者の活動の範圍を広く認めた制度であり、且つそれに債権者に対する強制的な規定もなし、非常に何と申しますか、裁判所の制度としては自由になれるやうな制度に現在の制度がなつております。その結果或る面では非常に食ひ足らないというやうな感じを持つておつた、それをことごとくこの法案は問題を解消してくれたといつたやうな感じがするのであります。その第一の点は会社の整理という問題が起りましたときに、一番先にとまどいを当事者がするらしく、私どもが感ぜられるのは、税金が最近非常に会社の経営の一つの行詰つたときの問題になる、然るに税金は商法による整理の場合にはストップをかける対象にはならない。その点をどう解決するかというところが恐らくこの更生法を立案される場合には重大な問題として扱われたであつたらうと思ひるのであります。それが立派に解決されたという点は、非常に会社一般に対していい感じを與えるものだと思ひるのであります。これらの点についてはもう私どもから申上げるまでもなく、非常に結構なことと、むしろ大蔵當局がここまでよく譲歩して下さつたと思ひぐらひであります。併し、ところが實際会社整理の事件を扱つておつて見ますと、この点の一つの法的な根拠を與えて下さつた点ではあります。当事者が税務當局に交渉いたしましたけれども、今日では税務當局もそれほど強硬には取立を突

行していらつしやなくて、或る程度当事者との話し合いの上で、裁判所で整理をやるのならば、暫らく待とうというふうな態度に出ておられるようでありませう。でありますから必ずしもこれほどの強硬手段がとられなくてもよかつたかも知れないとは思いますが、併し万一その話し合いがつかなくつたような場合には、こういうことで行くという事は、最後の線のためには必要な規定であつたろうと思ふのであります。それからその債権の、更生債権、それから更生担保権、債権者の地位の確定であります。この点は現在の整理の面ではやはり非常にルーズに行つてゐるのであります。申立の際に出られております債権の一覧によりまして、そのまま手続は進行してゐる実情であります。差当りのところ私どもとしましては、その程度で別に支障を感じてゐなかつたのでありますけれども、最後に更生手続で更生が終局するといふようなことに、円満に終局するといふようなことに、円満に終局する場合に、本法は債権者、更生債権者、担保権者に課せられた権利者に確定判決と同一の効力を認めることによつて地位を確定した、その結果従来の整理の面では幾ら一生懸命に話し合ひをつけても、債権者の地位が確定しなくてやはり債務名義を別にしなければどうにもならなかつたのですが、その点が救済されることになつて、非常にこの点では債権者の地位が安固なものになつたと言ひ得るのではなからうかと考えておる次第でございます。それから第三番目は、従来の会社整理におきましても考えられないところではございませうけれども、

も、殆んど使つていないのであります。管財人の制度でございませう。元來会社の整理になりますやうな場合においては、会社の理事者のやり方がまずかつたために、こゝまで来たわけでありませうから、会社理事者の地位は或る程度ここで一応交代を認めるなり、或いは積極的に交代をして頂くやうな方向へ持つて行くのが正しいのだらうと思つておるのであります。ところが場合によりまして、必ずしも現在の会社理事者の責任ではなくして、その一代前、或いは二代前の会社理事者のやり方の乱脈さが、現在の整理申立までの段階に至つたといふやうな場合もないことはあります。そうして参りますと、会社理事者をここできれいつぱりと交代させてしまふといふことは、甚だ不本意な場合もないことはないのではありません。又場合によりまして、この非常に個人的色彩の強い会社におきましては、会社理事者を交代させるといふことは、使用人側が非常に不安を感じまして、それを望まない。元來日本の株式会社といふのは殆んど同族会社と言つてもいいやうなもので、それが訴訟なり、或いは整理等、裁判所の門をくぐるという場合が多いのであります。立派に株式が公開されておるやうな会社が裁判所へ来て整理の申立をするとか、或いは訴訟に關係するといふやうなことは比較的少いのであります。そういうことを考えますと、この理事者を全然交代をせしめないで、差当り理事者に肩の裏に引籠つてもらつて、暫らくの間を管財人が預かるといふやうな制度も非常に結構なことではないかと私考えた次第でございませう。ただこの關係におきまして、ただこの

條文から感じましたことは、会社の債務が二千万円以下のときは管財人を置かなくてもよろしいといふことになつております。この二千万円という標準でございませうが、これは少し低きに過ぎるのではなからうかといふやうな感じがいたしておるのであります。現在私の手許で扱つておりますこの会社整理事件、ちよつと調べて見たのでございませうが、昭和二十四年度に会社整理を開始しました事件が一件、それから昭和二十五年度は四件ございませう。二十五年度中に開始をしないのでそのうちに取上げて終局になつておるものもありませうし、又ペンディングになつたまま残つておるものもございませう。それから昭和二十六年度におきましては六件の申立に對して五件の開始で一件がペンディングになつておる。こういう状態でございませうが、これらの会社に對しては、債務額が二千万円以下といふ会社は僅かに五件でございまして、まあこういう会社は非常に少いのであります。その余の会社は大きいものは二億二千万円から一億何千万円といつたやうな債務額に達しておるものもございませうが、まあ五、六千万円で以て申立がなされておるといふことが非常に多いのでございませう。そこで私がここでその二千万円という標準に疑問を持ちましたのは、この費用が年度の更生法によりまして更生手続は非常に費用がたかさんかかるといふやうなことを考えるのでございませうが、そのことから見ますと、もう少し管財人を置かないでも自由にやれる標準は下げて頂いてもいいのじやなからうか。こういう論議がなつちりました

手続で以てやりませう更生手続は、相当申立がありまして、これは相當十分に更生の見込のある会社でなければ、費用倒れになる虞れがありますから、そこは一つ何かもう少し標準を高くしていいのではなからうか。で實際から申しますと、私も費用を予納さしております現在の会社整理事件におきまして、少いものでは二万円くらいで開始をいたしました例もございませうけれども、通常は先ず十五万円か二十万円くらい費用を予納させなければならぬ。多いものになつておる。これは三十万円といふことになつておりますが、この二万円の費用の予納で開始いたしました例は、これは非常に資金が少い、で何とか切詰めてやりませうからといふことでありませうので、現在の制度でやりますところの検査役、それから整理委員等の任命もなしに申立代理人の弁護士が、公正にやるといふことを申しておるものと、その弁護士を信頼した裁判所の一種の何と申しますか、腹案と申しますか、少し言葉が俗に落ちますけれども、そういうたうな氣持の現われで以て、二万円くらいで開始した。これは十分に債権者の側の弁護士もついておられ、両方の話し合ひがうまく行きそうだし、このことを裁判所が見通しを立てたために、このくらいで開始ができたのであります。通常はこのくらいで開始することは、理事者の責任の追及の問題その他いろいろ調査する費用等考えますと、到底期待し得べきことではないのでございませう。そういう点から申しますと、どうも債務額が二千万円以下くらいに会社で以てこの手続へ入つて行くといふことは、少し酷な感じがするやうな氣がいたします。

それから管財人でございませうが、管財人の人を得るといふことが又非常に困難なことだらうと私も考へております。私どもの手許で、この八月に開始をいたしました会社におきましては、整理委員、現在は整理委員でございませうが、整理委員が先ず中心になつて、大体整理の仕事が動くやうになつておりますので、整理委員にどんな人を得るかといふことを非常に苦慮したのであります。幸いに実業界に何とか、もう予備を終つて後備といふくらい年輩のかたでございまして、非常に実業界に現在働いておるかたは、殆んど後輩といふかたで、非常に発言力を持つていらつしやる。それからもう一つは金融面に非常な発言力を持つていらつしやるという経歴のあるかたを、これを整理委員にして頂くといふお申出がありまして、そのほかいろいろの事情を私どものほうで調べて見ましたところ、清廉潔白な人で且つ実力のあるかただといふ事情がわかりましたので、お願いしたわけでありませうが、こういう適当な人が手に入れば結構であります。この管財人といふものは、御案内の通り一面清廉潔白といふことが、そうして公正に仕事を進行するといふことが、必要であるのみならず、経営の面で実力のある人でなければならぬといふ面がございませう。で、實際さういふ人に、更生手続が終了いたしました際に、すぐに会社がその軌道の上で進み出せるやうな基礎を作つて頂きますとしますと、報酬等もこんな三万、五万といふやうな包金で、有難うございましたと

いうわけには行きますまいかと思われ
ます。こういう面については、若しこ
のままでこの法案を実施して行きます
場合には、商工会議所あたりの御援助
を得て、そういった右左……非常な実
力を持ったおかたを御推薦願うとい
うような、連絡方面について、特別の配
慮が必要になつて来るのではないかと
考へておる次第でございます。

そのほか私のほうからは特別に申上
げるほどのこともございせんが、た
だこの手続でこれだけの経費を使いま
す以上は、成るべく私どもはこの更生
手続の中で会社を更生させたいとい
う非常な必要があるだろうということを
念願いたします。現在の整理手続であ
りますならば、そういう周囲の皆さん
には、まあ申しすればせいゝゝ暫ら
く債権の回収を待つて頂くという程度
で済むこととございすけれども、従
つて費用もそんなに使わないで済んで
おりますけれども、こういう手続でや
ります場合には、随分費用もかけてお
りますから、会社自身が身分の力で立
直るという一つの見通しをつけること
を目的にしなければならぬ、こう考
へるわけでありす。従いましてこの
手続を開始いたしますのは、どうし
ても事業の継続に著しい支障を来たす
ことのない時代に申立てて頂きたい。
もう二進も三進も行かなくなつて、破
産へ追い込むよりほかにないのだとい
う時代に立つてからの申立てをされたの
では、実際手続だけに費用を食つて、
あとに一体何が残つたのだというよう
なことになる虞れもございすので、
まあ会社以外のかたから申立がある場
合には、成るほど破産の原因たる事実
の虞れがあるときとつて、殆んど破

産原因と同じような条件で手続の開始
をするというようになつてくるという
もの止むを得ないものかも知れませ
んけれども、そういう状態にまで至つて、
なおかつ私どもは手続の開始をする
ということは、どうも甚だ不本意と言
つてもいいほど管財人そのほか関係人
が会社を立て直りに引き戻すというこ
とが非常に困難になるだろう、さうい
う考へる次第でございます。今日の実情
を申しますと、つまり休業に立ち至つ
た会社が、そのまゝの姿で整理によつ
て立直るといふのは、私の今扱つてお
ります十数件の開始してゐる事件で
は、僅かに二件くらいがそのまゝの姿
で立直りができるといふ見通しを今つ
けてゐるのでございす。ほかの事
件は差当りのところどういふ結果がつ
いて行くかといふことはまだはつきり
しないのでございす。乃至はほかの
ものにつきましても、第二会社を作る
とか、例の企業再建整備法以外に一般
的にとられて来た方式である、第二
会社を作るといふような方式がまあ
当事者間に準備されてゐるようござ
いすけれども、本当に望みたいこと
は、その会社そのものをそのまゝの形
態でよりを戻して行くということが、
更生としては一番望ましいことであ
り、又はたに余り迷惑をかけないで
済むことであると思つてゐる。その
それならば、そういう形で行けば債権
の取立を暫らく猶予してもらつて、せ
いぜいまけてもらつても利息くらいで済
んで行く、利息を放棄してもらつてく
らで済んで行くのであります。第二
会社方式をとるような場合には、第二
と、どうしてもこれは第二会社に或る
程度の肩替りをして債務を引受けても

らうとか、或いは何%かは切捨てにし
てもらふとかいふようなことになつ
て、これは一見その会社自身のため
にいいように見えまふものの、権利
の実現という私どもの立場から行きま
すと、非常に借りたものも返さな
い、済ますような結果になつて望ま
ないこととなるのであります。私
どもとしては成るべく早い時期にこ
ういふ申立がなされて、本来の会社
の姿で更生ができる、そういう時代
に、さういふ考へてゐる次第でござ
いす。従つてこの開始事由とした
に著しい支障を来たすことなく弁済
期にある債務を弁済することができ
ない、こういう時代に成るべくやるの
で、これよりも一歩進んでゐるよう
な時代はもう余りやらない、やつても
ういふものをやる時にはまあ商法の
現在の整理手続で事を済ませて行く
というように進んだらいいのじやない
かといふような感じがいたしてゐる
次第でございます。それからもう一
点非常に細かいこととございす。本
法は更生手続の費用の予納の裁判に
対しまして、即時抗告を認めておる
やうでございますが、これもい
わゆる本法が全体的に非常に何と申
しますか、ゆとりが少なく、固い
以上止むを得ないことも存じませ
んけれども、成るべく手続をスムース
に早く進めようといふような意味合
いにおいて、この費用の予納決定に
対する抗告なんといふものは認めて
頂かなくて、大体裁判所と当事者
との間の話し合ひで行くのではな
いだろうか。誰しもこ

れがまあ非常に多くなつたせいで
日でも早く行つて行くことを望んで
おる。まあ、御意見御質問は別に
ないやうでございますが、小川さん
にお尋ねいたしますが、実際問題と
して裁判所がこの更生法によつてこ
れだけの仕事ができるでしょうか。
○委員(小川善吉君) それは今実情
を申上げますと、今までの整理でも
私のは随分固く……固いと申しま
す。厳しい扱い方をしております。こ
れはまあ今お説のように事務当局
の機構を拡充する必要があると思
ひます。ただ問題は裁判所が和議
とか破産の場合に死んでおるものを
整理しておるのですが、本件の場合
においては、整理をするかたわら社
を更生せしむること、即ち生かす
ほうに重大な使命があるので、又裁判所の経

費も早く行つて行くことを望んでお
る。まあ、御意見御質問は別に
ないやうでございますが、小川さん
にお尋ねいたしますが、実際問題と
して裁判所がこの更生法によつてこ
れだけの仕事ができるでしょうか。
○委員(小川善吉君) それは今実情
を申上げますと、今までの整理でも
私のは随分固く……固いと申しま
す。厳しい扱い方をしております。こ
れはまあ今お説のように事務当局
の機構を拡充する必要があると思
ひます。ただ問題は裁判所が和議
とか破産の場合に死んでおるものを
整理しておるのですが、本件の場合
においては、整理をするかたわら社
を更生せしむること、即ち生かす
ほうに重大な使命があるので、又裁判所の経

商界に余り熟知していない人が實際運用して行くという点において裁判所の乏しい陣容で果してそれが賄えるかどうかという点が非常に我々として心配なわけですが……

○参考人(小川善吉君) その面は先ほど私が申し上げたように、全くこれは管財人の実力のある人の御援助に待たなければ到底できることじやないの

でございまして、裁判所はそれが法的に公正に行われておるかということの後見的な役割を果すだけでございます、恐らく指導的な私どもが千代田銀行さんへ行つて、或いは帝国銀行へ行

つてその金融をお願いする、そうしてそんなことしたらとて恐ろしくその右から左へ事が達せられるわけでもないと思ひますし、この点は管財人に人を得るか否かできることで、非常にこれは管財人というものを重視すべきじやないかと、こう考えております。

○委員長(伊藤修君) まああなたのようなお考えのかたばかりであれば、それは運用の上において妙を得て行くかも知れませんが、裁判所がこの規定されておるところを、職権事項が非常に権限が、権限というものが従来の法律に見ないほど規定がたぐさなされて、これをことごとく裁判所において実行するということになると、管財人においてはたが裁判所の手足、小使といふような形になつてしまふ。あなたの考へであれば管財人中心でスミースに行われるかも知れませんが、この法律そのものをただ実行しようというやうな強いお考えだといふ裁判所によほどよき人を得ないといふと……

○参考人(小川善吉君) 私は全然そこ

はこの法律から期待されないもので、裁判所はそこまで深入りは到底できないと考へております。

○委員長(伊藤修君) そうすると、本法は全般的においてあなたがお考へのように裁判所は後見又は監督、こういう観点に立つて、まあ規定して行くほうが好ましいということになるわけですか。

○参考人(小川善吉君) それは大体これも規定の表だけではそうなつておりまして、大体そういうやうな運用ができるのじやないかと私は考へております。

○委員長(伊藤修君) 非常に、まあ條文をずつと拾つても管財人が、或ることをなそうとしても一々裁判所へ走つて行かなければならぬ。これは今日生監資料を仕入れようといつてもやはり裁判所に行かないと許可を受けられない、これを売ろうと思つても許可を受けなければならぬ。そのうちに相場は変動して会社の運営は到底円滑にし得ないといふやうなことになるから、だから管財人にさうやうな人を得られればこれは別ですが、さうすると裁判所がこれを後見して行くといふやうなあり方ならば、これは更生法の目的は達成できると思ひますが、それから御説のように東京あたりは、いわけに御説のように入東あたりの、地方ではさういふ人があつたといふ。地方ではなか／＼人が求められない。ですからこの管財人の、ちよつと期待するやうな人が容易に求められるかどうかといふことが非常に重要なのです。さうすると、どうしてもその後見の責任といふものは裁判所にかかつて来る、本法

そのままで行くといふと……

○参考人(小川善吉君) 先だつても、今整理を開始してあります事件で整理委員のかたが千代田銀行へ行つてこれこれの話を進めてゐる、一つ裁判所から声をかけてくれといふお話がありま

した。裁判所から声をかけるための文面までお作りになつていらつしやつたのですけれども、私そのまゝそれを申上げるのもどうかと思ひ、又裁判所が

さういふことを申上げることが、銀行に対して申上げることがいかに悪いかといふこともいろいろ考へられました

が、全く独自の立場から千代田銀行に申上げるということも別途考へまして、いろいろ千代田銀行にお願ひした

りしてありますが、さういふやうな場合には私から申上げることがあつたらん

ど形式的になりますので、ただ裁判所もひたすらその整理が成立するのを望んでゐるという程度のことを申上げる

くらいにとどまるので、非常な、下工作はもう管財人が、つまりその事件では整理委員でございまして、大体整理中

の会社は何千万という融資ができる、何億万という、一億以上の融資ができるというやうなに行きますのは、もう一つはそのかたが會つては千代田銀行

で飯を食つたことがある、あちらさんに顔がきくといふところがあるからこそこまで進んだのでございまして、裁判所の力で進むものじやないとい

うことを私も十分承知しておりますから、そこまで介入することはもうこれは慎んだほうがいいのみならず、全く整理委員の力だと思つております。まあさういふ意味でチェックしたりなんかといふよりも、さう私もいたし

ません。更生して行くには勇敢に或る程度仕事の基礎を作らなくちゃなりません。その意味で整理事件を扱う裁判所というものは割合腹芸と申します

か、ただ更生ばかりでも参りませんで、或る程度、こゝまでは一つやぱり許可しておけば、それから先は自然に動くのだから、動いてくれという希望

的観測に……この最後の署名をするといふやうな場合も出て参ります

で、場合によつて裁判官としてはちよつと違ふかも知れないけれども、結果的責任を問われるやうな場合もあるかも知れないと思つておるのですが、整

理の仕事は振う以上はさういつた責任も回避できないかと思つておる。私は持て仕事を運んでおりますが、実はひやひやしながら整理委員うまくころがしてくればいいと思ひながらやつております。その意味で私どもは毎月

事業の報告をしております。でそれに従つて先月は二百万の売上げが今月は五百万になりました。来月は一千万にしますといつて計画をだん／＼お立てになつてお申入を受けております。さうして、でもその会社では割合うま

く行つておりました、十月は約一千万の予定が八百万まででさう上つて来ました。だからもう二、三カ月すれば大体こゝで完全な整理の基礎ができるとい

うまで来ておるといふやうなことになるのでございまして、さういふことをみす裁判所が許可がなければ取引もできない、財産も処分ができないとい

ふことではどうも不本意極まることだと思ひますので、或る程度その点を見越しながらやつて行くといふやうなこ

と、止むを得ないことだと考へております。

○委員長(伊藤修君) あなたの今の實際のお取扱の考へ方ならば私は更生もできると思つてゐるが、本法によつて非常に制約しているのです、行動に

いてですね……。このまゝ條文通りやられたならば更生の和議じやない、破産してしまふ、破産の一途よりしかあ

り得ないといふやうにも考へられるのです。

○参考人(小川善吉君) その点、私どもは割合この條文を讀みましてそんな窮屈に感じなかつたのは、私どもが現在の整理事件においていよいよ整理を開始したときに、三百八十六條のい

の提起は勿論、それから私が是非更に
入れて頂きたいと考えておりますの
は、鑑定人の選任のようなものも別に
裁判所の許可を得る必要がないのじや
ないか、管財人が適当であると考えた
ら鑑定人を選任いたしました公正な鑑
定を得るということこれは当然のこと
ではなからうかと考えています。別
段に裁判所の許可を必要としないのじ
やないか、こういうふうな考えでおり
ます。それから第七点はこの更生手続
又は和議手続、この種類の手続につき
ましては、どうも後に十一一点のとき
ろで申上げることになると思います
が、どうも例えは手形の不渡が生じ
た、支払の不能の状態が生じたとい
うことになりまして、自分だけではこ
ろ一ついいことをやるといふような債
権者が虎視眈眈として財産を狙つて
いる、これが先ず例外なしに起る事柄で
ございまして、従つて会社当事者が
そのまま更生手続をやりますものか、
やりおせものか、これにつきまし
て私は非常に危惧を持っております。
これは二千万円以下の会社でござい
ましようとも原則といたしましてはど
こまでも管財人を置くべきものではな
からうかと考えます。但し何か特殊
な事情がございましてそのときこそ裁
判所の許可を得て例外的な措置をとら
れることはこれは止むを得ないかと存
じます。それはもうよほど社長なり
或いは重役の誠意がありまして、そ
うして非常に更生の熱意があるといふ
やうな極稀の場合にのみこれが管財人
なくしてもその熱誠を買つて、それで
はお前の作つた案を承知しようといふ
やうなことになるのですから、そ
ういうことは比較的例としては稀であ

ろうと思ひまして、結局はもう誰それ
はいいいことをしておるではないかとい
ふやうな非難ばかり受けてしまつてなかな
かこの手続は円滑に行きにくいと思
ひます。ですから原則といたしまして
は二千万円以下の会社でございまし
ても管財人を置く。但し非常な何か
特殊な事情がありまして場合のみ裁判
所の許可を得て管財人を置かんでもい
い。それが、更生手続が可能であるか
という見込がこれが第一の要件であるか
と思います。裁判所の許可をなさる
という場合におきましてもその標準は
どこまでも会社の当事者でやつて行け
るというその見込が先ず第一の要件
ではなからうかと思ひます。

それから第八点、これは株主、社
債権者につきましてはこれは集团的に
代表者を以て意見を述べることであり
まして、個々で意見を述べるやうな建
前は恐らくどういふ理由であらう、
こういう法案の通りになりましたか、
まあ想像いたしますのに、株主總會を
開いたり社債権者總會を開いたりする
ということは費用と手数と時間がかか
るのだ、だからこれを避けたいとい
う、こういう趣旨ではなからうかとも
思ひます。それが、それならそれで株主
總會或いは社債権者總會を法律の規定
通りに開くのでなくて、或る一定数以
上の書面上の同意を得たならばそれで
代表者がきめられるのだといふやうな
簡便な方法を以て補充しまして、
やはり代表者によつて意見を述べる方
法をとるべきではなからうか、こう考
えます。それから使用人につきまして
は、これは九点、十点とも総合して御
回答を申上げたいと存じます。が、使
用人は元来、これはまあいろいろの御

意見もありますことと存じます。けれ
ども、会社外、特にこの場合は債権者
でございまして、債権者に対して
は、或いは又株主、株主は第二義的な
りましようけれども、主として債権者
でございまして、債権者に対して
は、会社の理事者と使用人とが一体と
なりまして、実は誠に経営がうまく参
りませんで、こういうふうなだらをいた
しましたと謝るべき立場に立つ、この
原則はどこまでも忘れられはならな
いかと思ひます。ただ単に労働協約一
本、通常運行しております会社経営
上の場合における労働協約の使用人の
立場と、更生手続とか或いは破産手続
の場合のそういう事態に立至つた場合
の労働者と債権者との立場、或いは会
社の第三者との立場といふものはお
のずから混同するべきではない。はつ
きり経営上の責任については或る程度
の、その程度はどの程度であるか、それ
は事実の問題でありましようが、理事
者や或る程度の責任の分担はしなけれ
ばならぬ。これは一つの大原則では
なからうか。これを考慮にお入れにな
りますれば、自然と八、九等の問題は
解決つく問題でございまして、従つて
更生計画上の労働協約は或る程度下
ねばならぬ。そうしてもうみな上下
一致して、債権者の御迷惑を少々でも
少くしようといふ一体となりましての
覚悟がなければいけないものである。
従つて労働協約も完全に動いて、
健全な経営が行われている場合の労働
条件とは或る程度の譲歩は当然のこと
かと考えます。従つてそういう面につ
いていろいろの考慮を払わなければ更
生手続の立てようもない場合もあるか
と存じます。そういう面の御考慮が願

いたひと考へます。それから十一一点、
これは担保権者も或る程度の譲歩をし
なければならぬといふやうな法案の御
趣旨のようによつて考へます。これは恐らく
先ほども申上げましたように、狡猾な
債権者或いは債権者を見るに敏なところ
の債権者が出し抜いてつたところの
担保権といふものが更生計画上非常な
邪魔になる。これは従来の和議の手続
におきましても、破産手続におきまし
ても、非常に顯著な問題でございま
す。それが非常に多く考へられまし
たために、正当であるところの担保権者
の利益を或る程度譲歩させようとい
う、それも可能なようにしたいとい
うお考えになられたのではないかと。これ
はまあ偏見かと存じますけれども、そ
ういふ嫌いがないではない。ところが
今の日本の状態におきまして、一番何
と申上げましても大事なことは、いろ
いろな面もございまして、信用経
済を如何にして基礎を鞏固にし、確立
して行くかといふことが当面の重大な
問題ではなからうか。手形取引、小切
手取引のやうな信用証券の取引がもつ
と活版になりますれば、たとい発行さ
れております貨幣の額は少額でありま
しやうとも、その金の働きます効率は
非常に上つて参りますのでありま
すから、どうしてもその面の改善が必
要であらうかと存じます。これが
残念ながら今日では相当破壊されてお
る。漸次回復して参つておることは、
これはもう事実であります。けれど
も、これを例へば事案前の信用状態に
比べますれば、これは銀行の取引関係
がどうだのこうだのといふのではなく
て、手形の取引或いは小切手の取引と
いふやうな安全性がなか／＼回復の途

上にはあるが、完全に回復はしておら
ん。その他経済の信用の基礎といふも
のを如何にして確立して行くか、基
礎を固めて行くかといふことが当面の
大問題ではなからうか。従つて真性な
担保権者の利益を過当にこの制限す
るというやうなことは、信用経済の回
復途上にあるのを阻むことになりはし
ないかといふふうに考へます。ただ問
題は、先ほど申上げますように、狡猾
な債権者のために提供された担保権、
これは飽くまで徹底的に排除のできる
ように相対的にこの法案につきましても注
意を払われまして、否認権につきまし
てたくさん條項を置いておられるよ
うであります。が、なお運用の面につ
きましては更に詐欺行為によりする担
保権、これは飽くまで完全に排除ので
きますように、運用上の問題と両方が
両々相対つて効果をあげるのじやな
からうかと思ひます。法律の運用に当
りましてその点特に御注意が願ひたい
と希望いたします。それから第十二点
でございまして、これは必ずしも除外
しなけれはならぬといふのじやなく
て、除外することができるといふので
ありまして、これは大体この法案の通
りであるといふのじやなからうか、こ
ういふふうに考へております。それから
十三点につきましては私は意見はござ
いせん。十四点、十五点につきまし
ても別に私は意見がございせん。
それから問題点以外の点につきまし
て申上げますならば、取戻権の規定が
あります。取戻権の規定の中で運送中
の売渡物品の取戻権につきまして、運
送中の商品がまだ引渡されてない場
合には取戻権が行使できることに相成
つております。ところが商品取引とい

ずものは、小売商以外の、まあ典型的なものはいわゆる問屋であります。問屋の取引というものは、幾つもの取引が相関連しておきます。甲から仕入れたものが乙に渡り、乙に渡つたものが更に丙に渡り、丙に渡つたものが丁に渡る、それから最後に小売商に渡るといふように、最初二つ三つの段階は必ず通る。ところがそのうちの一つのものがこの更生手続に入つたといふと、まして、他のものがその取戻権を行使いたしました。それがずつと一連に繋つておきます。関係上、品物の不渡は、その以降の段階において起つて来る。そこでその品物の不渡につきましても、混乱が更に起つて参りますので、その波及するところは非常に大きくなる。これは典型的なものは、以前には綿糸の取引なんかによくあつた。そして最後に三品取引のような場合は解合といふものをやりました。全部取引の関係者が集まつて、一定の解合の値段を作つて、それで全部清算してしまふ。併しその一連の關係といふものは非常に複雑なものでございます。途中それを中断するといふことは、これは容易にできないことでもあります。従つて、更生手続に入つておきます買主に対して、売主から品物が運送される途中に転売しておるという場合には取戻権を行使できない、こういうことにはいたしませんと、一つの会社の破綻のために、非常に大きな波瀾を或る一連の關係に波及して行くことが起りますので、その点を改める必要があるじやなからうかと思ひます。それから同時に船荷証券、貨物引渡し或いは倉庫証券につきましては、これは特殊の物

権的効力を持つております關係上、商品に比しまして割合に波及するところが少いかと存じます。やはり同様の關係が起り得る場合があるかと考へております。次に賠償的取戻権の問題につきまして、反対給付の請求権を行使する者が引渡しを受けることができ、取戻権者が引渡したものを返すことができるようになつておるわけでございますけれども、これが商品売買の場合におきましては、代金債権と手形債権とが併存している場合が非常に多いのであります。そしてその手形債権は別に割引なり……変換されておる場合がおります。その場合におきましては、反対給付の請求権は取戻しすることができないといふ場合があるのではないかと存じます。それから次にこれはこの法案自体の問題ではございません。併し、この更生計画に必ずや重大な障害を生ずるだらうと考へられますことは、法人税それから所得税、所得税はまあ会社でございましてからございまして、地方税でございまして、これが更生債権につきましては、更生手続が開始された以上は、その債権者の資産勘定から外すことができるということにして頂きますと、これは大体資産勘定に載つておきますと、その会社の利益が出ますればそのまゝ利益勘定に自然計上されることになりまして、そうしますと、一カ年に約五三〇の現在税金がかつておきます。地方税と法人税と、或いは率は多少違つておるかも知れませんが、大体そういうものがつかつておきます。そうしますと、二年間で債権額の全額税金で持つて行かれます。これはどうしても資産勘定から

落してもらいませんと、更生債権者が更生計画を同意するときに、必ずそれを天秤にかけて考へる。従つて、更生計画の非常な障害になつて参ります。これは一つ税法をこれに関連して改正して頂きたい。それからこれは私も十分確信を持つてはよく申し上げませんが、従つてまあ最後にちよつと疑問として申上げておきますが、法案の第四條であつたかと思ひますが、更生財産を国内財産に限定するようになつております。これはどういふ御趣旨であるか、例えば特別整理会社の規定など在外財産と在外債務は除外したのであります。ああいう場合を頭にに入れてどういふことを言われたのかも存じませんが、例えば外国商社に対する債権、或いは外国商社から仕入れておる場合、それを国内財産のうちに包括できるかどうか、若しその中に含まれないとしますと、会社は勝手に現地で転売してしまつて、更生財産の方面に使つてしまつて、更生財産の中からうまく逃げて行くということができない。それから又外国におきまして不法行為が生じまして、そこで損害賠償の請求権が外国の商社との間に生じた、そういう場合は国内財産といふのに入らない。併しそれはやっぱりどこまでも更生財産の中に入りませんといふやうなやなからうか、こういうふうな考へるわけでありまして、何かこういふ国内財産といふことに限定された特段の理由があるのかどうか、この点に一抹の疑問を持つております。大体その程度でございまして、○委員長(伊藤修三) 今の最後の点につきまして、政府委員からちよつと説

明申上げます。
○政府委員(位野木益雄) 今の第四條の更生手続の効力が日本国内にある財産のみ及ぶといふことにいたしました理由でございますが、これは特別整理会社等に御指摘のようなこともあつたかと思ひますが、現在の和議法及び破産法の規定にもこれと同様なことになつておるわけでありまして、で率直に申しますれば、その規定を踏襲したわけでございますが、その結果不都合が起りはしないかといふ点を考へて見ますと、これはまあ立法の主義としてここに定めてありますやうな屬地主義をとるものと、それから屬人主義と申しますか、一國で開始した手続の効力を外国にも及ぼすといふやうな主義と二つ考へられておるやうであります。各國によつてその主義の採用が異なつておるやうに承知いたしております。おの／＼一長一短があるかと思ひます。一旦更生手続のような会社財産全体を対象とする手続を開始した以上は、外国に存在する財産もその手続に編入して進めて行くということが好ましいといふことは考へられるのでございまして、併しなからそれを強制的にこちらの手続に振込むといふことになりまして、これはなか／＼国内にあるものと違ひまして、思うやうに行かない。いろんな障害が起つて来る。そういう障害を克服して手続を進めることができればこれは一番好ましいことであると思ひますが、そのために手続が非常に長引く、又管財人の職務も非常に困難性を増すといふことで、これは又そういうふうな欠点があるわけでありまして、ただこの屬地主義のとられた場合でありまして、事実上外国にあ

る財産を会社の更生手続のほうへ持込んで利用するといふことは、これは管財人として努むべきことであり、当然そういうふうなことはできる限り努力するべきものであると思ひますが、当然それを管財人としても強制的にやらなからうかといふことは、これは實際上困難なやうなことは、これは考へられるので、こゝにやうな主義を従前の和議法及び破産法においてもつておつたのではないかと考へるのであります。最後に外国の商社に対する損害賠償請求権がとれないのは不都合じやないかといふやうな御指摘がございまして、これは第三項におきまして「民事訴訟法により裁判上の請求をする」とができる債権は、日本国内にあるものとみなす。といふやうにございまして、この民事訴訟の規定によりまして、日本の裁判所で訴訟を起せるものにつきましては、これは国内にあるものとして処理できるというやうなことに考へております。
○須藤五郎君 その点問題だと思ふのですが、これについては又改めて質問申上げたいと思ふのですが、三菱商事などのやうに外国商社との取引を専らやつていらつしやる立場から非常に問題が大きいじやないかと思ひます。下手すると惡意的にねまされてやられれば日本の財産を持逃げされる結果が起つて来る。外国商社に一ぱい喰わされたいやうなことがたくさん起つて来ると思ひます。この点もつと突つこんだ討論を次の機会にやりたいと思ひます。それから三菱商事のかたにちよつと伺つておきたいのですが、先ほど裁判所の判事さんが二千万円のそれ

をもつと上げるほうがいいだろうという、あなたとまるで反対の意見が出ておりました。費用が非常にかかるから二千万円じゃ会社が事業倒れするだろう、こういうふうな意見があるのですが、それに対するあなたの意見を伺いたいこと、それからもう一つ、労働協約の問題でございますが、私たちが、この法案では労働者の立場というものが非常に弱く扱われておるような感じがするわけですが、更生手続をしないかやならんという会社に陥つた責任がどこにあるのかと申しますと、やはり経営者にあるのではないかと、労働者にはない。そうすると、その場合担保権が大事になつて労働者の賃金とか、賞與とか、退職手当というものが第二義的なものになりやしないか、こういうことに對してはもういさゝか、労働者の立場で一番問題が起つて来ると思ふのです。それでそれから私たちが、管財人の中に従業員の代表というものが入つて、そしてやつて行かなくちやならんと思ふのですが、この法案じゃそれが省かれておるわけですが、それに對して何かと御意見があつたら何つておきたいと思ふ。今日実は總評の高野君が見えることになつておつたのですが、高野君が来ればその点伺いたいと思つていたので、高野君がまだお見えになつておらないので……

商業使用人とは大變性質も違ひまして、私も商業使用人を主として頭に描いておるのです。そういう場合になりますとこれはどうも相当責任の分担をしなくちやならない、こういうふうな考へるのであります。

○須藤五郎君 商事会社の……

○参考人(稲脇修一君) 労働協約の關係でございすが、必ずしもその責任が、そういう破綻を来たすような事態に立ち至つた責任はどつちにあるかといふことを今詮議するのではなくて、いづれにしましても、これは労働者と……

○参考人(稲脇修一君) 勿論工場労働でございすが、現状通りで経営に参加されるようになりますと、労働協約によつてその点は随分強化されて行きましたので、或いは仰せの通りもつと積極的に関與させるべきではないか、これも考へられる問題だと思ひます。併し結果はやはり労働協約に影響がなければよろしいのですが、影響が生ずるのでございすが、それから労働協約自体には關係はございせんまでも、少くも大きな面から見ました一つの労働條件、或いは或る程度の人員を整理するとか給與を或る程度切下げなければならぬといふことは、これは工場労働におきましても同様でございす。そうしますと、その面では従来この労働協約上の地位をそのまま取入れられてよろしいのじやないか、こ

○参考人(稲脇修一君) 労働協約の關係でございすが、必ずしもその責任が、そういう破綻を来たすような事態に立ち至つた責任はどつちにあるかといふことを今詮議するのではなくて、いづれにしましても、これは労働者と……

○参考人(稲脇修一君) 勿論工場労働でございすが、現状通りで経営に参加されるようになりますと、労働協約によつてその点は随分強化されて行きましたので、或いは仰せの通りもつと積極的に関與させるべきではないか、これも考へられる問題だと思ひます。併し結果はやはり労働協約に影響がなければよろしいのですが、影響が生ずるのでございすが、それから労働協約自体には關係はございせんまでも、少くも大きな面から見ました一つの労働條件、或いは或る程度の人員を整理するとか給與を或る程度切下げなければならぬといふことは、これは工場労働におきましても同様でございす。そうしますと、その面では従来この労働協約上の地位をそのまま取入れられてよろしいのじやないか、こ

○参考人(稲脇修一君) 労働協約の關係でございすが、必ずしもその責任が、そういう破綻を来たすような事態に立ち至つた責任はどつちにあるかといふことを今詮議するのではなくて、いづれにしましても、これは労働者と……

○参考人(稲脇修一君) 勿論工場労働でございすが、現状通りで経営に参加されるようになりますと、労働協約によつてその点は随分強化されて行きましたので、或いは仰せの通りもつと積極的に関與させるべきではないか、これも考へられる問題だと思ひます。併し結果はやはり労働協約に影響がなければよろしいのですが、影響が生ずるのでございすが、それから労働協約自体には關係はございせんまでも、少くも大きな面から見ました一つの労働條件、或いは或る程度の人員を整理するとか給與を或る程度切下げなければならぬといふことは、これは工場労働におきましても同様でございす。そうしますと、その面では従来この労働協約上の地位をそのまま取入れられてよろしいのじやないか、こ

○参考人(稲脇修一君) 労働協約の關係でございすが、必ずしもその責任が、そういう破綻を来たすような事態に立ち至つた責任はどつちにあるかといふことを今詮議するのではなくて、いづれにしましても、これは労働者と……

○参考人(稲脇修一君) 勿論工場労働でございすが、現状通りで経営に参加されるようになりますと、労働協約によつてその点は随分強化されて行きましたので、或いは仰せの通りもつと積極的に関與させるべきではないか、これも考へられる問題だと思ひます。併し結果はやはり労働協約に影響がなければよろしいのですが、影響が生ずるのでございすが、それから労働協約自体には關係はございせんまでも、少くも大きな面から見ました一つの労働條件、或いは或る程度の人員を整理するとか給與を或る程度切下げなければならぬといふことは、これは工場労働におきましても同様でございす。そうしますと、その面では従来この労働協約上の地位をそのまま取入れられてよろしいのじやないか、こ

○参考人(稲脇修一君) 労働協約の關係でございすが、必ずしもその責任が、そういう破綻を来たすような事態に立ち至つた責任はどつちにあるかといふことを今詮議するのではなくて、いづれにしましても、これは労働者と……

○参考人(稲脇修一君) 勿論工場労働でございすが、現状通りで経営に参加されるようになりますと、労働協約によつてその点は随分強化されて行きましたので、或いは仰せの通りもつと積極的に関與させるべきではないか、これも考へられる問題だと思ひます。併し結果はやはり労働協約に影響がなければよろしいのですが、影響が生ずるのでございすが、それから労働協約自体には關係はございせんまでも、少くも大きな面から見ました一つの労働條件、或いは或る程度の人員を整理するとか給與を或る程度切下げなければならぬといふことは、これは工場労働におきましても同様でございす。そうしますと、その面では従来この労働協約上の地位をそのまま取入れられてよろしいのじやないか、こ

位は又別問題、その面では十分更生計画に對してはこの更生法以上のものもつと積極的な干渉ができるのじやないか。

○須藤五郎君 私が心配しますのは、勿論会社の潰れることは喜ぶべきことじやないと思ふのです。従業員の立場でも喜ぶべきことじやないと思ふのです。

○参考人(稲脇修一君) 勿論工場労働でございすが、現状通りで経営に参加されるようになりますと、労働協約によつてその点は随分強化されて行きましたので、或いは仰せの通りもつと積極的に関與させるべきではないか、これも考へられる問題だと思ひます。併し結果はやはり労働協約に影響がなければよろしいのですが、影響が生ずるのでございすが、それから労働協約自体には關係はございせんまでも、少くも大きな面から見ました一つの労働條件、或いは或る程度の人員を整理するとか給與を或る程度切下げなければならぬといふことは、これは工場労働におきましても同様でございす。そうしますと、その面では従来この労働協約上の地位をそのまま取入れられてよろしいのじやないか、こ

○参考人(稲脇修一君) 勿論工場労働でございすが、現状通りで経営に参加されるようになりますと、労働協約によつてその点は随分強化されて行きましたので、或いは仰せの通りもつと積極的に関與させるべきではないか、これも考へられる問題だと思ひます。併し結果はやはり労働協約に影響がなければよろしいのですが、影響が生ずるのでございすが、それから労働協約自体には關係はございせんまでも、少くも大きな面から見ました一つの労働條件、或いは或る程度の人員を整理するとか給與を或る程度切下げなければならぬといふことは、これは工場労働におきましても同様でございす。そうしますと、その面では従来この労働協約上の地位をそのまま取入れられてよろしいのじやないか、こ

○参考人(稲脇修一君) 勿論工場労働でございすが、現状通りで経営に参加されるようになりますと、労働協約によつてその点は随分強化されて行きましたので、或いは仰せの通りもつと積極的に関與させるべきではないか、これも考へられる問題だと思ひます。併し結果はやはり労働協約に影響がなければよろしいのですが、影響が生ずるのでございすが、それから労働協約自体には關係はございせんまでも、少くも大きな面から見ました一つの労働條件、或いは或る程度の人員を整理するとか給與を或る程度切下げなければならぬといふことは、これは工場労働におきましても同様でございす。そうしますと、その面では従来この労働協約上の地位をそのまま取入れられてよろしいのじやないか、こ

○参考人(稲脇修一君) 勿論工場労働でございすが、現状通りで経営に参加されるようになりますと、労働協約によつてその点は随分強化されて行きましたので、或いは仰せの通りもつと積極的に関與させるべきではないか、これも考へられる問題だと思ひます。併し結果はやはり労働協約に影響がなければよろしいのですが、影響が生ずるのでございすが、それから労働協約自体には關係はございせんまでも、少くも大きな面から見ました一つの労働條件、或いは或る程度の人員を整理するとか給與を或る程度切下げなければならぬといふことは、これは工場労働におきましても同様でございす。そうしますと、その面では従来この労働協約上の地位をそのまま取入れられてよろしいのじやないか、こ

○参考人(稲脇修一君) 勿論工場労働でございすが、現状通りで経営に参加されるようになりますと、労働協約によつてその点は随分強化されて行きましたので、或いは仰せの通りもつと積極的に関與させるべきではないか、これも考へられる問題だと思ひます。併し結果はやはり労働協約に影響がなければよろしいのですが、影響が生ずるのでございすが、それから労働協約自体には關係はございせんまでも、少くも大きな面から見ました一つの労働條件、或いは或る程度の人員を整理するとか給與を或る程度切下げなければならぬといふことは、これは工場労働におきましても同様でございす。そうしますと、その面では従来この労働協約上の地位をそのまま取入れられてよろしいのじやないか、こ

は必ずこれは關係を持つておる。すでに仰せのように一体今度、更生後は理事者と労働者が一体となつてよほどそれは一生懸命にならんことにはその更生はできるものじやございせん。その点につきましても、必ずやこれはもう相當強い発言権を……現在ではこれで行かれるのじやないか、こういうふうな私の考え方です。管財人にお出しになるというふうな、そういうお考えなら、そこまで私は具体的に想像しておりませんでしたが……

○須藤五郎君 この間名古屋のほうに参りましたときに、どうも経営者側の立場のかたはこれ以上労働者の発言を、自由な発言を強めるようなことにしてやらなかつたらやうな行けんというふうな意見が多いのです。これは労働者の意見と對立するものだと思ふのです。労働者はこれじや足りないと言ふのです。……

○参考人(稲脇修一君) 私はそのうう考え方です。……

○参考人(稲脇修一君) 私はそのうう考え方です。……

○参考人(稲脇修一君) 私はそのうう考え方です。……

○参考人(稲脇修一君) 私はそのうう考え方です。……

○参考人(稲脇修一君) 私はそのうう考え方です。……

法によらないで労働協約自身によつて従業員の利益は相當確保できるのじやないか、こういう考え方なんです。方決論の問題です、私の言うのは……それは御意見は同一でございます。それからもう一点は……

○須藤五郎君 二千万円のあれです。

○参考人(稲脇修一君) あれは私はいり方自体の問題です。そんなに費用がかかると思はない……だから、それは管財人の人選の問題じやございせんか。

○参考人(山本淳一君) 管財人の中に労働組合の代表者を入れましても、組合の代表者というものは單獨で意思が決定できませんものでしてね。却つて整理を運ばせるのじやないかと思ひます。それで労働者の地位というものは、整理の場合にも必ず管財人を相手にして団体交渉できますから、代表者として入れなくても守れるものだらうと思ひます。

○委員長(伊藤修君) 今須藤さんの御意見は、管財人に入れるという確定的な御意見でもないでしよう。要するに労働者の意見を何らかの方法によつて更生手続に面に見わしたい、こういう御意見のようになつておられますが、その発言権の範圍は、法的にどの程度まで認めるかといふ点について御意見があるようですから……

○参考人(山本淳一君) 認めなくてもよろしいのだらうと思ひます。必ず団体交渉できますから……

○委員長(伊藤修君) ところが結局管財人は経営者側ですから……

○参考人(山本淳一君) 当事者になりますから……

○委員長(伊藤修君) それから労働者……

のほうから管財人が出て、経営者側に入つてしまふということはどうかと思ひますが、これは労働者の意見として申しますね。

○参考人(山本淳一君) 入つても自分で決定できませんで、中央委員会だとか何とかかんとか言つて、結局遅らせるだけでまともなものはないのだからと思ひます。

○参考人(稲脇修一君) 更生手続はこれでよろしいのじやございせんか。別にその労働協約でそれを制限するといふようなことはちつともしないのですから、だから労働協約で以てどこまでもその地位を主張されたらよろしいし、それから若しこの更生後の労働條件が悪くなればそこで大いに管財人とおやりになればいいのです。

○須藤五郎君 私に担保権が第一で、それから従業員の退職金とか、そういうものが第二になつておりますですね。そういう面でも非常に問題があると思ふのですよ。私たちは従業員の権利が先ず第一に守られて、それから担保権などは第二であつてもいいと思ふのですね。そうしないといふので働いてる人間が、一緒にそこでやつてゐる、何十年とそこで働いてる人があるでしようし、そういう人たちの権利は第二義的にしか認められんといふところに問題があるわけですが、これはまあ立場々々で言へば意見が違ふだらうと思ひます。

○参考人(稲脇修一君) それは破産法から考へて行かなければならんと思ひますね。併し更生手続から申しますと、何とか従業員の給料くらいは優先して払えるような状態だから更生手続をやるのじやございせんか。

○須藤五郎君 そうですか……。その程度でいいですよ。

○参考人(稲脇修一君) それから損害賠償請求の問題でございしますが、この法案の第三項でございしますがね。これは日本でできるのじやなくて、外国で裁判上の請求ができるという場合でございしますね。逆じやございせんか……。御承知の通り、損害賠償の請求権は交易上で起つて来るのじやないか、そうしますと、外国の裁判所でございしますか。

○政府委員(位野木益雄君) いろ／＼あると思ふのです、これには。例えば債務の履行……。

○参考人(稲脇修一君) 殊に被告が外国商社の場合です。

○政府委員(位野木益雄君) 義務の履行地であれば被告が外国商社であつてもこちらでやれると思ひます。履行地が外国で、住所も向うにあると、民訴の規定から言へば日本の裁判所には訴は起せない、向うの裁判所に起さなければいけないといふのは、これはやはり非常に手数がかかるからといふので三項には入らないのであります。

○委員(伊藤修君) 今の二項、三項点は重要な問題でございまして、十分我々としても考究したいと思ひます。

○参考人(稲脇修一君) これはただ二、三例として申上げただけでございします。ただ今後国際関係は貿易商社の……、貿易は相当広く行われておりますから、ただ二、三の例を申上げただけで、まだまだたくさんこういう例があると思ひます。

○委員(伊藤修君) この点は我々のほうとしても十分専門的に調査させることにいたします。

大変公私御多忙のところ、貴重な御意見を拜聴いたしました、我々の審議に資して頂いたことに対して厚く感謝申し上げます。長時間いろいろと有難うございました。
では本日はこれを以て散会いたします。
午後三時二十八分散会